

五所川原市の民家

—近世農民住居の変遷と主要構造—

昭和53年9月

五所川原市教育委員会

(東北工業大学建築史研究室 編)

五所川原市の民家

正誤表

頁	行	誤	正
序	2	祖先が	祖先が
6	10	かけてであり	かけてであり
17	13	なかでは	なかでも
18	2	…をそらまと	…を「そらまと」
35	12	探先は…	探光は
38	7	囲まわるなど…	囲まれるなど…

五所川原市の民家

—近世農民住居の変遷と主要遺構—

昭和53年9月

五所川原市教育委員会

(東北工業大学建築史研究室 編)

序

現代社会のはげしい変貌の中では、ややもすれば古いものが忘れられ、置き去りにされがちであります。祖先が骨身を削って創り上げた文化を、何らかのかたちで後世に遺すことは非常に大切なことです。

古民家は、庶民生活の拠点であり、当時の時代背景や人々の生き方、考え方をうかがい知る上にも貴重な資料であります。

近年、文化財についての関心が高まり、その保護対策が国の重要施策として大きく取り上げられてまいりました。

当市の場合、これまで関係各位のご尽力によって埋蔵文化財の発掘については、かなりの実績をあげてきたのであります。建造物文化財特に古民家に関する調査が未開拓のため資料に乏しく、この方面的研究に不便をかこっていたわけであります。

幸い東北工業大学教授草野和夫先生の調査資料に基づいて、当市の旧平山家が昭和53年1月をもって国の重要文化財の指定をうけることができました。

これを契機として、草野教授並びに研究室の方々によって、市内の古民家16戸の調査研究に着手され、これに専門的な考察が加えられて本書の刊行を見るにいたりました。

本書が文化財保護の資料として、学校教育はじめ広く各方面に活用されることを希うとともに、草野教授と研究室の方々、並びに調査に快くご協力下された各所有者の方々に、ここにあらためて深く感謝申し上げる次第であります。

昭和53年9月1日

五所川原市教育委員会

教育長 小山吉之助

凡　　例

この報告書は、東北工業大学建築史研究室の昭和51年調査（五所川原市の依頼）および同52年度調査（研究調査）の結果にもとづいて、五所川原市教育委員会のお奨めによってまとめたものである。原稿作成は次の担当によった。

執筆：草野和夫・高橋恒夫 作図：高橋恒夫・佐藤文夫ほか。

目 次

序 文	
第 1 章 調査の概要	5
第 2 章 五所川原市の民家成立の背景	6
沿革／産業／近世の社会構成／津軽藩の家作制限	
第 3 章 民家の記録と造構の状況	12
民家の文献記録／民家造構の状況／平山家と住居造構	
第 4 章 民家の形式	17
1、屋敷地と外観	17
2、平面	19
規模と間取り／各室の特色／室の呼称／出入口と内うまや	
3、構造	25
架構形式／柱省略の手法／小屋組	
4、軸組	27
外周／間仕切	
5、その他	28
柱間寸法と内法高・棟高／柱の仕上げ／造作	
第 5 章 民家の編年と建築年代	30
1、調査民家の編年	30
2、編年結果による年代推定	30
第 6 章 調査民家各戸の解説	32
浜館（長）氏宅／浜館（マサ）氏宅／岡田（寿）氏宅／鳴海氏宅／	
三橋氏宅／其田氏宅／岡田（繁）氏宅／笠井（栄）氏宅／笠井（信）氏宅	
小野氏宅／川浪氏宅／開米氏宅／鈴木氏宅／神氏宅／太田氏宅／寺田氏宅	
旧平山家住宅	
造構例図版	43

図版目次

図版頁

写真頁

○五所川原市の市域と調査遺構所在地	7		
○屋敷配置例	18		
○「きりあげ」の屋根			18
○近世民家平面変遷の類型	21		
○「しらし」・「げんかん」			24
○小屋梁の架構法	26		
○柱省略手法	27		
No.1 浜館長左エ門氏宅	現状平面・復原平面・断面… 43	外観・屋内… 61	
No.2 浜館マサ氏宅	タ・タ・タ… 44	タ・… 61	
No.3 関田寿美栄氏宅	タ・タ・タ… 45	タ・「そらまと」… 62	
No.4 嘴海義雄氏宅	タ・タ… 46	タ・屋内… 62	
No.5 三橋慎一郎氏宅	現状配置・タ… 47	タ・… 63	
No.6 其田美代司氏宅	現状平面・タ… 48	タ・… 63	
No.7 関田繁氏宅	タ… 49	タ・… 64	
No.8 笠井栄氏宅	タ… 50	タ・… 64	
No.9 笠井信則氏宅	タ… 51	タ・… 65	
No.10 小野よね氏宅	タ… 52	タ・… 65	
No.11 川浪嘉美氏宅	タ… 53	タ・… 66	
No.12 開米一己氏宅	タ… 54	タ・… 66	
No.13 鈴木太左エ門氏宅	タ… 55	タ・… 67	
No.14 神義隆氏宅	タ… 56	タ・… 67	
No.15 太田哲夫氏宅	タ… 57	タ・… 68	
No.16 寺田昭治氏宅	タ… 58	タ・… 68	
No.17 旧平山家住宅	タ… 59	門… 69	
	現状配置		

第1章 調査の概要

この報告書は、現存遺構の調査結果と文献記録とから五所川原地方藩政時代の民家、とくに農民住居の形態・規模とその変遷について考察したものである。

藩政時代以来の民家観察の文献などについては後の章でも触れるが、この五所川原地方は、県内でもこの種の文献に採り上げられたことも少なく、近年の調査報告者もほとんど見当たらない地域であったといえる。昭和46年度におこなわれた県下古民家緊急調査（文化庁・青森県教育庁実施）においては、単年度事業であったため、二次調査の遅延したこの地区は、最終調査の手がおよばないで終ってしまった。

しかし、その折調査作成されたこの市域の民家遺構リストによると、その保存は數も多くかつ多彩で、津軽地方平地部の民家形態の一般的成立過程を知る好適の資料のように思われる部分も少なくなかった。

その後、昭和51年度に至って、前記リスト中の旧平山家住宅遺構の調査の機会があり（翌52年度に重要文化財指定）、ついで、翌52年度にはその時点まで保存されていた遺構の主要対象16棟の悉皆調査を実施することができた。

前後2回にわたる調査は、終始、五所川原市教育委員会（教育長小山吉之助氏、社会教育課長三浦新一氏）のご好意とご助力とによったものであり、その日程および参加者は下記の通りである。

○調査日程 昭和51年8月2日～3日（第1回）

昭和52年8月20日～25日（第2回）

○調査者 草野和夫（東北工業大学教授）・高橋恒夫（同大学講師）・盛重人（現在五所川原市役所）・船窪義久・佐藤文夫・渋田和男・佐藤健彦・折笠嗣男・高橋兼友・横山肇（以上当時東北工業大学建築学科研修学生）

調査にあたってはとくに遺構所有者（居住者）の方々には多大のご協力を頂き、また文献とうについては島田克孝氏（五所川原市立図書館長）ならびに秋元省三氏のご教示によるところが多かった。厚く御礼申し上げる次第である。

第2章 五所川原市の民家成立の背景

1. 沿革

五所川原市の市域は、岩木山南麓を発して十三湖に注ぐ青森県最大の河川岩木川の中流に位置し、東端の一部を除いて、その集落のほとんどは津軽平野の中央部に向って岩木川東岸に展開している。

現在、五所川原市と称される地域の中心は、明治31年町制が敷かれた旧五所川原町であったとみて一応誤まりないが、藩制時代から明治にかけての町村成立や分合はだいぶ複雑であった。これを明治16年の戸長役場設置時でみると、五所川原・稻実・川山・鶴ケ岡・原子・野里・金山・飯詰・横瀬・嘉瀬などに区分されていた地域であり、同22年の町村分合においてもなお、五所川原・松島・中川・栄・三好・七和・長橋・飯詰・鶴田（一部）・嘉瀬（一部）などに行政区画されていた地域である。市制が施行されてこれらが共同体として発足するのは、昭和29年ないし同33年にかけてであり、一元に吸収合併が進んだ県内他市に比較すると、その沿革は単純ではない。

慶長元年（1596）の浅瀬石城攻めを最後として、津軽氏の津軽地方統一は完成し、これ以降近世を通じてこの地は一貫して津軽氏の支配地となったが、五所川原地方の開発もこの頃から本格化したものとみられる。早くは大永元年（1521）市域北部の川山（茅間）の開発が記録され、しばらくおいて天正5年（1577）田川・金山などにおける武士の開拓の記録がみえているが、津軽氏の政策的なものとしての最初は、慶長3年（1598）ごろの飯積・沖飯詰などの開拓であったといわれる。これ以降のこの地方近世の沿革は、そのすべてが新田開発移住と、その前提となる溜池造成・河川改修・開堰およびその後の治水の歴史につきると言つても過言ではない。すなわち、元和元年（1615）の梅田・柏木・中泉などの開発から、慶應2年（1866）の成戸開発で終る約250年間にわたり開拓や新田開拓の件数は、記録に現われているだけで21件、開かれた集落の延数は50個所におよび、この間の造成・改修・開堰なども少なくとも30件以上記録されている。その最大のものは、正保3年（1646）藩の手によって開始された岩木川改修工事とこれにともなう五所川原・川端・柏原以下の各村の開発と開村であろうが、その他の集落も、各次の開拓を通じて逐次発足形成したものであることは變りない。

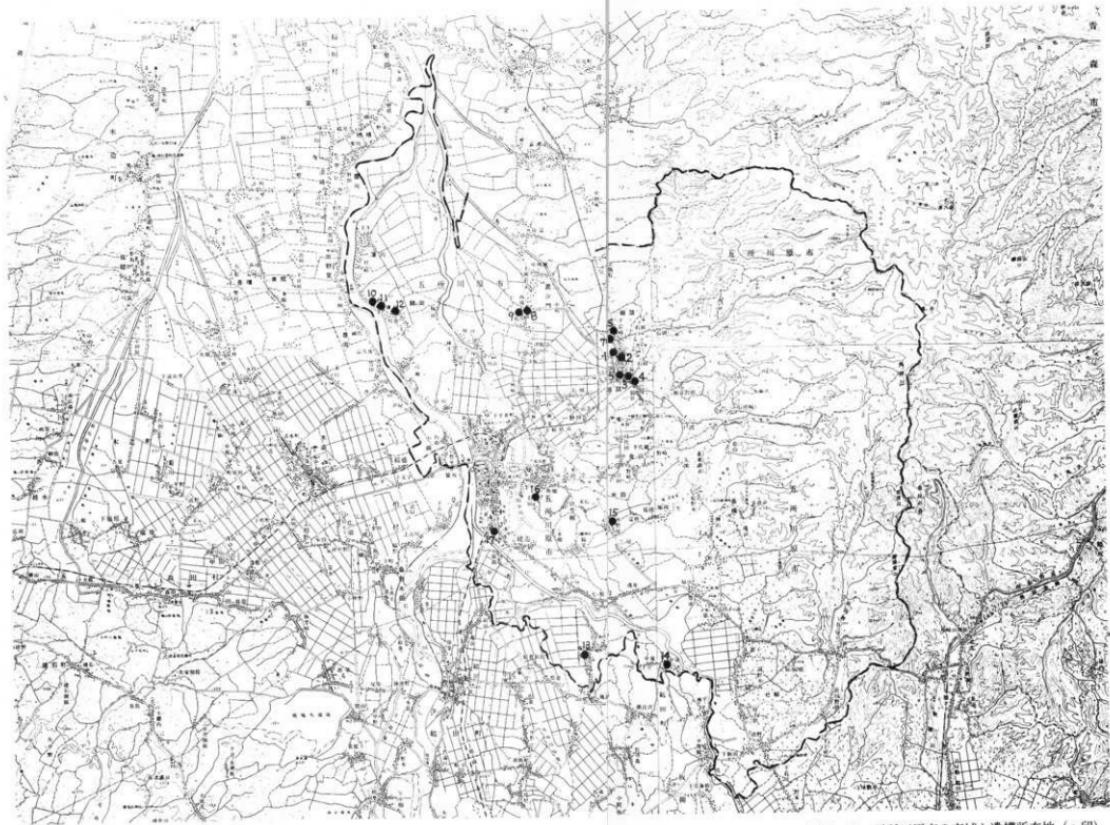


図2-1 五所川原市の市域と遺構所在地（・印）

2. 産業

明治7年から11年にかけて、県の手で編さんされた「津軽郡村誌」の「民業」の欄でみると、分合前の当時の各郷村の主業は例外なく「農耕」であり、「物産」は米と雜穀が記されている。「余業」としてわずかに飯詰村と下岩崎村に「麻」の記載がみえているにとどまっている。

藩政時代を通じて開拓・開村の目ざしたものは新田にあったことはもちろんであるが、その後期とくに天保以降津軽藩がおこなった漆栽培の拡張奨励などが、その後必ずしも定着していなかった状況がうかがえる。

このような新田開拓による開村という事情の耕作専業地帯として、その当初から耕馬の飼養は、農民の必須条件であった。その藩政時代の資料は手許にないが、明治2年に作成された「郷村高戸数人口租税書」に書き出されている數カ村についてみると、たとえば下岩崎村では40戸に対して馬55頭、飯詰村では222戸について馬111頭など記され、均一ではないが、記録のみえる限りでの1戸平均0.8頭強となり、この時期にはすでにその飼養のない農民が少數になっていたことであろうことが判明している。

この地方の農民住居が、農耕以外の産業（たとえば養蚕）によってうけた影響はごく少ない反面、耕馬飼養のために生じた影響は、この地方が深雪地であるだけに無視できないものであったとみられる。

3. 社会構成

「飯詰村誌」の集録するところによると、貞享元年（1684）の津軽藩總檢地後の領内25組編成に際しては、「下石川村から下岩崎村までの27カ村を飯詰組、七ツ館以北28カ村を広田組、下岩崎以北は金木組」と称することになった。うち、飯詰組の例で内訳をみると、「親村14カ村、寄村13カ村で庄屋14人、五人組23人」がおかれた。（のち元禄3年広田組と合併、正徳5年には金木組に合併替）各組には代官がおかれ、「領内合計では代官22人、代官手代65人、庄屋469人、五人組1,065人、ほかに山庄屋10人」であったと要約される。

一方、広田組代官手代で五所川原堰奉行なども勤めた濱の平山家に伝わる「平山日記」で集計される広田組の百姓・水呑の年次的構成は、表2-1のようになり、ここではすでに高持百姓（本百姓）のほかに多数の水呑層の存在と、年代のくだるに従ってその比率の増す状況がうかがえる。この傾向は、諸書上帳より集計された「五所川原町誌」や「三好村郷土史」の資料（表2-2および3）からも裏付けられている。またこれらの表からみると、とくに

17世紀末ごろにおいては、各集落とも戸数の移動および水呑への転落が著しかったとみられる。

したがって、この地方の藩政時代中期以降の農村社会の構成は、持高の多少を別とすれば、高持の普通農民層（本百姓）のほかに、少なくとも代官手代・庄屋・五人組などの上層農民（村役）と水呑層となっていたことが上記の資料から知ることができる。近世農民住居の考察においてはこの階層上の要因との関連も忘れてはならないところである。

表 2-1

広田組百姓・水呑構成数—「平山日記」集計—

年 代	百 姓 数	水 呑 数	合 計 数
貞享 4 (1687)	369	189	558 戸
元禄 3 (1690)	283	376	659 戸
寛政 8 (1796)	320	467	787 戸

表 2-2

旧五所川原村ほか3カ村階層構成—「五所川原町誌」—

年 代	庄 屋	百姓（お蔵）	水 呑	ほ か	計
貞享元 (1684)	?	61	21	15	97 戸
元禄 3 (1690)	4	53	42	—	99 戸

「ほか3カ村」とは喰川（川端）・相原（大曲）・平井（中泉）の各村

表 2-3

天和年間（1680ごろ）の旧三好村の構成—「三好村郷土史」—

旧 村 名	庄 屋	百姓（お蔵）	給地（人）	水 呑	ほ か	計
鶴ヶ岡	?	6	53	—	1(身守)	60 戸
藻川（大泊）	?	16	23	—	—	49 戸
（元禄3） 1690	1	8	—	18	—	27 戸

4. 津軽藩の家作制限

藩政時代の庶民がその衣食住など生活の分野でも、多くの束縛を受けていたことは広く知られている。幕府は寛永19年（1642）最初に家作取締令を発してから、享保・明和などの時期にも相次いで住居普請の制限を強化してきたが、地方の諸藩も当然これに追随した。弘前藩の場合でみると、早い方では元禄2年（1689）「左記之通被仰出」との森林保護令が出されたなかで、「御領内ノ山モ薄ク成り候ニ從イ…」との理由でまずビノキ・スギなどの用途制限と大木伐り出しの届け出制を定めている。その後半では、草横使用部分の室名まで指示しているから、実質的な家作制限である。

この藩の農民家作制限令の代表的なものは、寛政2年（1790）2月の「要記秘鑑」のなかにみえる「家作之儀郷士手代重立ノ者タリ共、農家便利ニ相成候様取立候分ハ格別、附床縁切縁等ハ堅無用、是迄有來候分ニ而モ可成尤追々相改候様尤美々敷張付奢構敷儀沢而無用、尚又敷物之儀座敷ハ御国表或ハ七島蘆相用候様、其外勝手廻ニハ不殘苦差附相用候様…（後略）」であった。この意味を要約すると「農家がその農業上の利便のために改造や増築する分にはさしつかえないが、造作上の奢侈は郷士や村役の者でも禁ずる。すでに造られているものも改めるように」との趣旨に受けとれる。その後のこれに類する取締令としては、文化6年（1809）4月「要記秘鑑」の條約令にみえる「家作之儀重立之者モ辨用住居ノ外無用之間敷相劣、質素ニ取建候様、尤分限之者新規家作之節申出之上取建候様」とか、安政元年（1854）の「在方取締同」のなかの「郷士手代重立タリ共、…不用之間敷取建不申候様」などが繰り返し見えており、奢侈禁止の面では取締りの実効がそれほど十分でなかったことを間接的に物語っている。

弘前藩が取締に力を注いだもう一面は、柾（まさ）屋根の禁止であった。ここで柾といるのはうす板にした木羽材のことであるが、まず正徳3年（1713）には「在方の家作新築の際のかや屋根」を定め、さらに文化8年（1811）には「豪農といえども柾屋根は堅く禁ずる」旨を追加している。安政元年（1854）の前出「在方取締同」のなかでは、「近来、住宅や土蔵を柾屋根にする者や、かや屋根を柾ぶきに改造する者があるようで、心得違いであるから至急かや屋根に改めよ」と、とくに郷士・村役層に対して促がしている。

第3章 民家の記録と遺構の状況

1. 五所川原地方の民家の文献記録

18世紀の末に津軽に来て、弘前藩薬物御用などもつとめ、採薬を兼ねて各地を歩いたという三河国渥美郡生まれの国学者皆江真澄は、この地方の風物や庶民生活にも足を止め、その紀行書「津軽の奥」や「奥のてぶり」などに数多く書き残している。農民や漁民の住居の状況についても断片的にではあるが、関連する部分は十数カ所におよんでいる。彼が北津軽地方にも旅し、飯詰を通過し五所川原に宿泊したのは寛政9年（1797）の2月半ばのことである。ただし、この時期について収められた「津軽のをち」その他をみても、とくにこの地方の住居についての観察が綴られた様子はない。これは彼の著書に描寫される福館・田山・深浦などの農民住居に比較してとくに変わった部分が観察できなかった証左とみてよいと思われる。

「奥州津軽の地に入りては、百姓の家居に門長屋も見へず……貧家數多にて家居衣服のあしき事此辺大ひにあしく……居宅の見苦敷は夷風のこりて……」。寛政8年（1788）幕府の巡見使に同行して、松前（北海道）からこの地を踏んだ地理学者古川古松軒は、著書「東遊雑記」の中でこのように描寫している。彼はまた秋田市付近の農民住居についても「一家も残りなく土間住い」と言っているから、18世紀末の五所川原地方の住居の水準も想像されよう。

明治14年第2回巡幸にあたって、下検分のため出張してきた内務省役人の報告にもまだ「青森県の民度は低く……多く土間にわらとき敷き寝ねたり」と記していたというから、土座居住も相当続いていたとみられる。

一方、盛田稔氏著「農民の生活史」（青森県立図書館刊）に収録集計された「貞享4年（1687）五所川原村百姓屋敷地坪数一覽表」にみると、屋敷持農民の数は27軒で、その屋敷面積の最大は287坪、最小100坪、ほかに屋敷を持たない農民（高無）が16軒あったという。（表3-1）これは「四壁引」と称される建物敷地として免租扱いとなる部分を加えた合計屋敷面積であるが、この「四壁引」の面積は同時にその屋敷に建つ主屋その他の建物面積の合計の概略も示しているはずである。主屋以外に外うまや・なやなどの付属家の程度は不詳であるが、最大57坪、最小20坪、と示される「四壁引」の数値は、当時の農民生活の規模から推定して、よほど大きい数値になっていると思われる。

貞享元年（1684）の「川端村書上帳」のなかには「一、屋敷十五間、十二間、庄屋助四郎、但此内ニ六間八間之御藏屋敷有……」とあり、天和4年（1684）の「中泉村書上帳」の「一、屋敷十二間、十五間、庄屋長左衛門、但此内ニ八間六間之御小藏屋敷有…」などとともに当時の庄屋層の屋敷規模を示している。御藏は本来は代官屋敷の周辺に設けたものであるが、この時代にはその補助的な施設が各村庄屋の屋敷内にも建設されていたという意であろう。

戦後になって、市への合併前作成された「三好村郷土史」には、多分に聞き取りによる資料であろうが、住習俗についてよく記録している。その主要な部分を再録しておくと、

○旧藩時代の農民住居の新築は建上高1丈以上にはできなかったこと。

○庄屋でもたたみは常居と座敷の2室に限られ、役人を迎えたときのみ使用して、平素は隣に積んでおいたこと。

○藩政時代にたたみのあった家は鶴ヶ岡に5軒、藤川に2～3軒であったこと。

○天井も役人を迎える家の座敷だけで、屋根の造りも箱棟は勝手には造れなかったこと。

○小百姓の住居には、土間にもみがらを敷き、その上にわらのむしろを敷いていたのが多かったこと。

○壁のつくり方なども制限されていたこと。

などであるが、なおその末尾には、身分不相応の家作として嘉永年間戸締の处罚をうけた下記の例文が収録されている。

鶴ヶ岡村長尾角左衛門並川浪喜兵衛儀御時合柄過分家作致候旨相聞得、其段詮議之所委細申出茂有之候得共、近年家作之度々銘々田畠持高ニ隨ヒ無用ノ坪數無之様、村役共ニモ吟味之上願書職届之所ニテ家作可致処、申出茂無之右體過分家作致、外ニ御縛ニ相抱候ニ付、嚴重御沙汰茂被可仰付候得共、此度限戸締申付候、此旨可被申付候、

嘉永六年十一月廿七日

成田 三太夫

広田組 御代官中

なお、市に合併前に編さんされた「飯詰村史」などにも、民俗の章などで若干住習俗を記録しているが、上記の範囲をこえるものではなさそうである。

昭和のはじめ以来、民俗・地理・建築の各分野から民家の採録や調査がおこなわれ、中央の研究者でこの県を訪れた方々も若干見受けられ、また、その成果は昭和5年刊行の「民家図集（青森県）」をはじめいくつかの文献に収められているが、現在の五所川原の市域内の民家に直接的におよんでいるものは、現在までのところ見当らない。

表3-1 貞享4年五所川原村百姓屋敷地坪数一覧（「農民の生活史」による）

No.	屋敷地	四壁引分	屋敷地計	左の数値 の坪換算	備考 屋敷地・田畠の合計
	畝 步	歩	畝 步	坪	町 反 畝 歩
1	6 10	47	7 27	237	1 7 3 05
2	4 20	35	5 25	175	1 2 9 26
3	4 20	35	5 25	175	5 7 22
4	4 20	35	5 25	175	6 2 23
5	4 10	32	5 12	162	1 8 4 29
6	5 00	35	6 05	185	2 4 2 09
7	4 20	35	5 25	175	1 5 28
8	4 20	35	5 25	175	1 3 12
9	4 20	35	5 25	175	5 4 29
10	4 20	35	5 25	175	8 3 11
11	4 20	31	5 21	171	1 7 3 02
12	4 15	34	5 19	169	1 6 5 16
13	4 10	32	5 12	162	2 1 0 09
14	2 20	20	3 10	100	1 4 08
15	4 20	35	5 25	175	3 5 10
16	3 10	25	4 05	125	1 1 10
17					
18	3 05	23	3 28	118	1 5 00
19	3 20	27	4 17	137	1 3 27
20	6 00	45	7 15	225	1 8 9 20
21	2 20	20	3 10	100	2 6 0 24
22	2 20	20	3 10	100	3 10
23	4 20	35	5 25	175	1 5 6 14
24	~34				
35	5 20	42	7 02	212	2 8 1 08
36	7 20	57	9 17	287	6 1 3 23
37	5 05	38	6 13	193	6 13
38	5 10	40	6 20	200	4 7 1 00
39	~42				
43	7 00	52	8 22	262	2 6 29

2. 民家造構の状況

前章でも触れたように、この市域の各集落（旧村）は藩政時代の開発によって成立したもので、当然のことながら、現存の造構はすべてその各々の集落の成立以後のものに属する。しかもそのほとんどは、開発による移住の折の建設のままは残っていないで、少なくとも一度以上の改築を経ているとみるのが妥当のようである。

たとえば、貞享元年（1684）にはすでに飯詰組の中心として成立していた旧飯詰村の集落には、比較的多くの藩政時代の民家遺構を残しているが、そのうちにも17世紀後半（集落形成のころ）の建設と判定できる遺構は1棟も見当らない。

調査遺構のほとんどすべては藩政時代には農業を営んだ住居、すなわち農民住居であった。藩政時代の諸書上帳に現われるところでは、飯詰・五所川原などの各村には、とくに末期になると商業を併営する住居も見え、遺構からも若干その形跡がうかがえるが、この場合も上業は農耕であったと言ってよい。近代以降、津軽平野の商業都市として繁栄した五所川原町の中心部には、店蔵造りをはじめとする近代初期の商家建築が軒を連ねたこともあったというが、昭和19年と同21年の二度におよぶ大火と、その後の都市開発などのため、その姿をとどめていない。

旧「村誌」などの資料が比較的整備され、そのためとくに庄屋など上層農民の住居遺構の特定が可能なことは、この地の民家の一特色である。「平山日記」で知られる旧平山家（次項）については格別としても、能登から元禄年間移住し、その6代七右衛門以来庄屋をつとめたと記録される旧鶴ヶ岡村の小野家の住居や、同じく近江から移住して、延享年間の2代源右衛門以来庄屋をつとめた閑米家の住居などがその例である。

3. 平山家と住居遺構

市内旧湊村に遺存される旧平山家住宅は、藩政時代建設の住居が保存されるとともに、その由来・階層と建設年代も判明する数少ない遺構であり、今回の調査を経て、昭和53年1月21日付で重要文化財に指定され今後の保存が計られている。

平山家の家系などについては、その代々の当主の記載に成る「平山日記」6冊や、文政年間の作成という「由緒記」に詳しい。とくに「平山日記」は近世村方文書として資料価値も高く、津軽の近世農村社会史などに引用されている頻度も大きい。

これらからその由緒を要約すると、平山家は17世紀前半ごろの湊村成立の時の移住者であり、正保3年（1646）出生の半左衛門が湊村庄屋をつとめて以来、幕末まで8代を数え、その間3代孫右衛門からは広田組手代と五所川原堀奉行や大川淀奉行なども兼ね、4代孫右衛門以降は郷士の身分も与えられていた。さらに6代半左衛門以降は漆木の取調べ役である漆守や並木見縫役をも兼ねているから、代官手代（大庄屋）であるとともに、広い特権を与えられていた最上層の農民であったことができる。

小規模でかやぶきながら四脚の形を備える平山家旧住居の現存の門は、平山家歴代の当

主の功により、天保年間(6代目当時)、藩主から建設を認められたもので、津軽の農民住居としては唯一の例であると伝えている。

現存しているこの住居主屋の建設年代については、前出「平山日記」のなかに、「明和六巳丑年(1769)住家建直シ、作事二月九日新立大工木挽十三人、四月十六日棟上ゲ、六間三十間、外ニ玄関曲家付廻り縁側、尤モ古家モ右之通り……」と記録があり、地震などで痛んだ住居を、新材料を多く加えて造り直した旨記載されている。種々の状況から、これを以て現存住居の建設年代と判定してよいと考えられる。

なお、住居そのものの解説は後の章にまとめておいた。

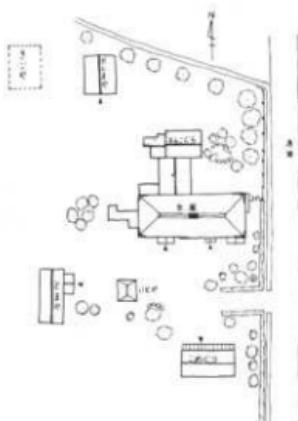
第4章 民家の形式

1. 屋敷地と外観

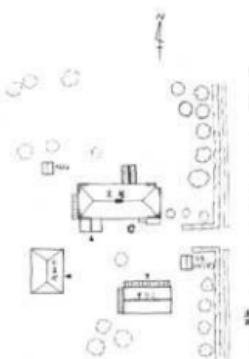
この市域は、東の津軽山地と西の津軽平野に二分され、ほとんどの集落は山麓部から西側の平野部に存在し、しかも旧街道沿いにひらけたものが多い。このため斜面を切りひらいて築いた屋敷地は少なく、自然のままの平地を利用し、一方が旧街道に面している屋敷地が多くみられる。調査を実施した各屋敷地の現況を見る限りにおいては、近世の階層による敷地面積の差が一部に認められる程度で、一般には屋敷地の形状や広さは相当多様であった。しかし、早くから町並が形成された飯詫の旧街道沿いの屋敷地では、間口より奥行の方が長い敷地割りの形跡をみることができる。また、ほとんどの屋敷地の周囲には、サワラなどの生垣が多く残存していることから、近世において屋敷地のまわりに生垣を回らすことは広く普及していたと推定される。屋敷地が平坦で隣地境界を明確にするためにもこの生垣は有効であったといえよう。なかには屋敷地の表側に若干板塀の採用も見られたが、これは近世における特定階層の屋敷地に限られ、一般的なものではなかった。

このような屋敷地における主屋の向きは妻入り形式の住居を除くと、すべて南側を向くが、主屋の配置は敷地の形状や広さに合せて多様であった。なかでは旧街道沿いに配置している例と敷地の中央部に配置されている例が比較的多く観察される。前者では主屋の奥に付属屋が配置されるが、敷地の間口が広い場合は必ずしもこれだけとは限らない。図4-1の版13はその好例で「こめぐら」は主屋の前方に、「ぶんこぐら」は後方にそれぞれ配置され、「とまや」（外厩）などが奥に位置しているにすぎない。後者では付属屋の配置は自由度を増すが、版14のように一般に主屋の後方よりは前方に配置されている例が多くみられる。主屋の前方に配置される「くら」には板倉と土蔵があるが、土蔵の類は雪間も兼ねて木造の上家（うわや）で覆われているものも多い。

この地における近世民家の屋根形態は基本的には、サス構造・カヤズ・寄棟型であるが、そのなかで上屋の前面あるいは背面の屋根を一部打ちあげて「きりあげ」と呼ばれる屋根を形成している例もある。（図4-2）屋根面が大きいサス構造では、わずかの屋根の変形でも外観に大きな影響を与える。この「きりあげ」の屋根形式は「おもて二階」や「うら二階」の中二階の設置がまだ起っていない18世紀中葉の遺構には観察されないことながら、これらの中二階への採光と密接な関係があったと判断される。また、19世紀に入ると



No.13



No.14

図 4-1 屋敷配置例



図 4-2 「きりあげ」の屋根 (No.11川浪嘉美氏宅)

中二階の設置がない土間や居間などにおいても採光と煙出しのためこれが設けられ、その開口部を「そらまど」とも称呼している。幕末期の造構において、大規模な中二階を設置しながら「きりあげ」の採用が少なくなるのは軒が高くなり、特別に屋根を打ち上げなくとも十分に採光がとれるためと考えられるが、例外もいくらかある。なお、旧街道に面して

いる屋敷の妻入りの造構には表て側の寄棟の妻を切った半切妻型の屋根形態を示す例も見受けられる。

積雪時の出入りや通行を前提とした「しやし」（出庇）・「こみせ」（雁木）などは、一般に改造が多く当初の姿を示しているものはないが、これもこの地方の近世民家の外観に大きな特徴を与えていた。

2. 平面

(1) 規模と間取り

表4-1には、この市域における採録遺構17棟と北津軽郡板柳町の近世民家1棟の原形概要を掲げた。このなかで最小の規模を示すのは、No.4の28.4坪で、最大はNo.8の107.3坪であり、その範囲は広い。いまこれを近世の普通農民住居と庄屋などの上層農民住居とに区分して検討すると、前者では桁行7.8～8.5間、梁行3.0～4.5間であるのに対して、後者では桁行10.8～14.5間、梁行5.0～6.3間となる。この結果から階層による規模の差が明確となり、その主因はとくに桁行の差が著しいことから、室列の差とみることができ。すなわち、普通農民住居では3～4室列が一般的であるのに対して、上層農民住居では室列が1つ多く、ほとんど5室列で構成されているためである。もちろん、梁行の差も無視することはできないが、これについては構造の項で考察する。なお、普通農民住居の主屋延坪は28.4～54.3坪、上層農民住居では64.0～107.3坪の範囲にそれぞれ収まるが、同一階層の住居においても、比較的上屋の延坪の差が大きいのは中二階の設置数とその規模も大きく影響しているためである。

表4-1によると採録遺構は18世紀中葉から19世紀中頃のものであることが推定されるので、この市域の近世民家平面変遷の類型を階層別に示すと、図4-3のようになる。これによると普通農民住居のNo.1、2および上層農民住居のNo.12から、ここでも平面の基本型は居間部分が広い一室となる広間型に帰属することが明らかとなり、のちに居間奥の間仕切が発生してくるという変化は福島県や宮城県などの平入り型近世民家と同様である。19世紀初めから19世紀中葉にかけてNo.3やNo.5のような妻入りの平面形式もここではみられるが、造構数が少ないためその基本型などについては不明である。しかし、この種の造構の表側には積雪時の通行に備えて「こみせ」（雁木）の設置を多くみることができる。普通農民住居でもっとも早期に位置し、18世紀中頃の造構と推定されたNo.1の土間は「まや」を除くと一室であるが、19世紀以降の造例では「にら」と「とろじ」に二区分されている。一方、上層農民住居においてNo.1とほぼ同時期の造構と目されたNo.12には、すでに

表 4-1 遺構資料の原形概要と編年表

普通農民層

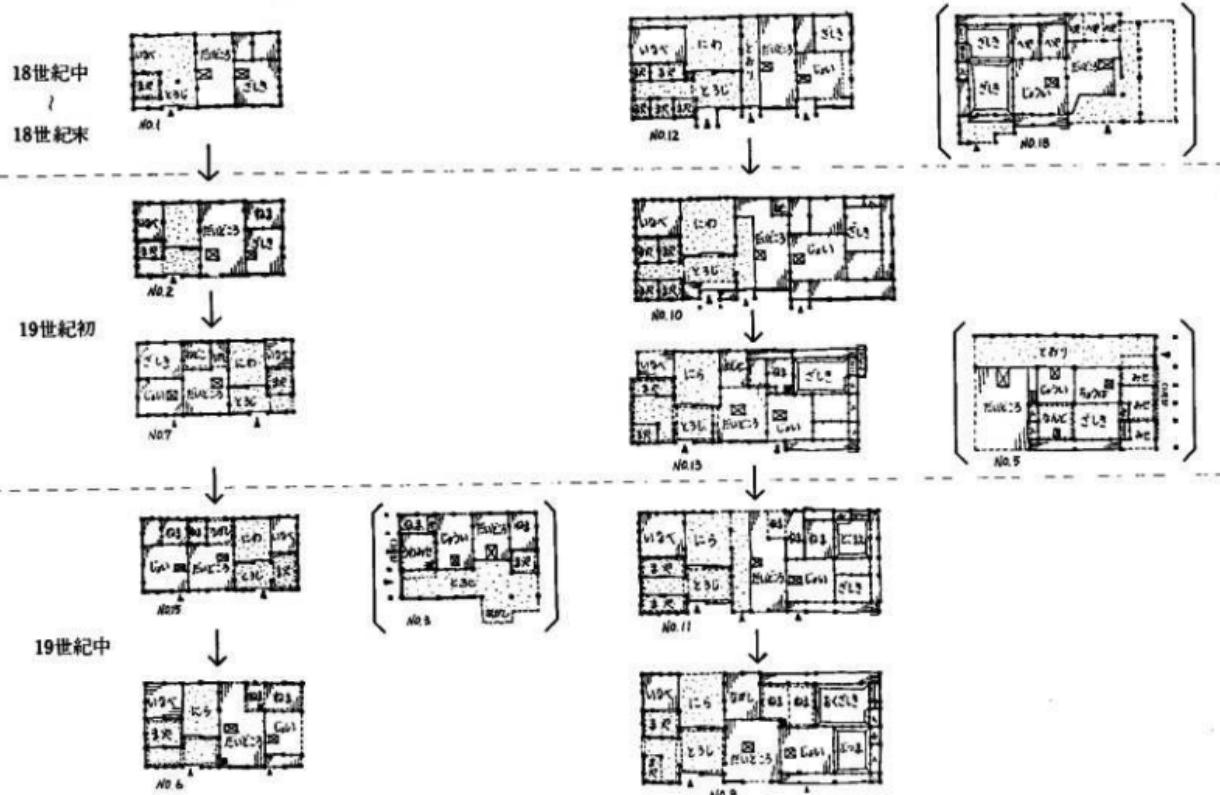


図 4-3 近世民家平面変遷の類型

この間仕切は観察される。普通農民住居と上層農民住居の間取り上の著しい差は、上記の規模のところでも触れたように室列の差であり、19世紀以後、前者はほぼ3室列の規模のまま「まや」「いなべ」の室列が明確になり4室列を形成し、後者ではこれにちょうど座敷列の1室列がさらに加わった5室列となる。18世紀中頃の上層農民住居にはNo.12および18のような4室列も存在するが、これらは普通農民住居の4室列とは相違し、No.12は「じよい」奥の一部が座敷となり座敷列が加わる以前の平面形式を示し、No.18は本格的な「げんかん」を有するなど座敷部の構成がとくに進んでいる大庄屋の造構である。なお、上層農民住居では食い違い間取りや縁の設置などにより多様な平面構成を示すが、普通農民住居では幕末に至るまでこれらの採用はほとんど無く、単純な平面構成のまま推移している。

この地ではとくに中二階の採用が多くみられ、間取りの構成や変遷を考えるとき、この立体的な中二階の存在を無視することはできない。図4-3でみると、中二階の設置場所とその変遷過程を比較的明確にとらえることができる。すなわち、普通農民住居では「まや」上→「じよい」奥の上→「とろじ」上の順に中二階は設置されている。上層農民住居においても採録造構を総合的に検討すると、ほぼ同様な設置過程を示すが、設置時期はいくらかさかのばるとみられる。これらの中二階はほとんど寝間として使用されたと判断されるので、近世における寝間数の増加と密接な関係にあったといえる。

(2)各室の特色

普通農民住居の平入り型平面において「じよい」にあたる室は室列からみても座敷に相当する場所であるが、備えられた炉の位置や大きさからは一種の居間と言える。しかし、本来の居間は室列や「じよい」より大きな炉の存在・板床の推移などからみて「だいどころ」部と判断されるので、「じよい」は居間と座敷の両機能を有する室になると考査される。これを裏付けるように一部で「じよい」を「ざしき」と呼称するなど多少混乱も生じている。一方、上層農民住居において「じよい」の奥に座敷列が加わり5室列になると「じよい」は居間としての機能がより大きくなるが、「げんかん」を有することや2~3造構に当初から疊敷きもみられることなどから、やはり中の間としての座敷的機能も含せもつと推察される。このようにして比較的奥の室にまで炉が切られているのは寒冷地の住居の特徴であろう。また、No.1、4、15、18などのように寝間が小室に区分されている現象も同様な特徴と考えられる。

上層農民住居において主座敷は大きく2系統に分類される。すなわち、No.8、9、13、

18のように背面に縁を有する型と、No.10、11、16のように側面に縁を有する型である。前者は主屋が敷地の中央部にある場合、後者は主屋が敷地の北側に寄った場合にそれぞれ多くみられるが例外もかなりある。これらの主屋敷には「とこ」「しょいん」「なげし」などの座敷廊りは早くから備つたが、天井の採用は幕末期に至るまで観察されなかった。またNo.9、11、13の「じよい」はせいが42~52cmもあるケヤキの指鳴居で囲まれ、家格をいかにも象徴しているかのようだ。

なお、普通農民住居のNo.1、4、14における「だいどころ」は現状でも板床は低く、当初は土席であった可能性が大であり、「いなべ」や「にら」の床は土間から転ばし根太の板土間へ推移している。

(3)室の呼称

採録遺構のなかで室の呼称が統一されているのは居間の「だいどころ」、内うまやの「まや」、稻部屋の「いなべ」だけであり、その他の室では2種類以上の呼称を有する。例ええば一般に「じよい」と呼ばれている室は「じょうい」、「じゅうい」、「じゅい」、「ざしき」などとも呼称されている。このなかで「ざしき」の名称があるのは版1、2、4の飯詰の3遺構だけであった。また寝間は「ねどこ」、「なんど」、「へや」、「こざしき」などと呼ばれ、もっとも混乱が激しいが、「こざしき」のように寝間としての機能だけではなく、主屋敷への前室的役割も兼ねているように、それぞれのさらに詳しい機能分析による室の呼称の検討が必要といえよう。土間部が普通農民住居では19世紀以降、上層農民住居では18世紀中頃にそれぞれ二区分されると、前方を「とろじ」、後方を「にら」あるいは「にわ」と呼ばれ名称上においても明確に区分される。また、妻入形式での通り土間は一般に「とおり」と呼称されるが、No.3のように比較的小規模な例においては「とろじ」とも呼ばれていた。主屋敷は「ざしき」、「おくざしき」、「とこまえ」、「きたざしき」の名称を有し、比較的種類の多い方である。中二階の室名は一般に「まや」上を「まぎ」、「とろじ」上を「おもて二階」、「じよい」奥の上を「うら二階」と呼称され、これらはすべて寝間として使用されたとみられる。その他「だいどころ」奥の水屋を「めじやこ」、土間前面における出入口の出庇を「しらし」、妻入り形式の表側に設けられた雁木を「こみせ」と呼称していた。

(4)出入口と内うまや

この地における平入りの近世民家では積雪時の出入りを考慮して、必ず出入口部は主屋とは別に切妻形などの屋根をかけ、突き出している(図4-4)。この近世民家の外観は特異な形態を示すのはこのためとみられる。土間前面における出入口の突き出しがもっとも大きく「しらし」と呼称されているが、主屋とは対照的に粗末な作りのため改築も著しい。普通農民住居ではこの他に「じよい」前面に出入口がある場合も多く、「げんかん」と呼ばれて、土間前面の出入口よりは上質であり、突き出しませいぜい半間前後である。上層農民住居ではこれらの2ヶ所の間にさらにもう1ヶ所「だいどころ」前面に出入口を設けている例が多く「なかのど」「なかのくち」と呼称されている。これらの出入口の使用区分は



図4-4 「しらし」と「げんかん」(No.13 鈴木太左エ門氏宅)

厳守され、一般に「しらし」は家族と使用人の出入口であり、「なかのくち」は普通の来客用に使用され、「げんかん」は年間数人だけという特別の来客のために設けられていたという。一方、妻入りの近世民家では「こみせ」(雁木)を設置して積雪時の通行と出入を確保していた。

東に隣接する東津軽郡まで、断続的に分布する内うまやや曲り家の形態とその要素はここでは見あたらず、近世を通じて上記で触れたように積雪時の出入りを前提とした「しやし」(出庇)の単独採用にとどまっていた。「まや」は土間内の内うまやとしてきたが、普通農民住居と上層農民住居の間には若干の差がある。普通農民住居の「まや」は土間前面まで伸びているものと、土間前面を通路にしているものとの2種類観察されるが、近世末まで一室のまま推移している。これに対して上層農民住居では「まや」中央部に通路を設け、No.10のような「四匹廻」のほか多様な形態を示しながら変遷している。この「まや」

に付属するものとして「まや」上の中二階があり、これはすべての採録造構に観察され、「まぎ」と呼称されていた。また「とまや」（外厩）も付属屋として比較的多く存しているが、これは夏季用のうまやに使用し、夏以外はおもに納屋としても使用されたと伝える。

3. 構造

(1) 架構形式

表4-1の上家梁間をみると、梁間3.0間-14棟、梁間3.5間-2棟、梁間4.0-1棟となり（No.18の板柳町の造構を除く）、梁間3.0間の造構が圧倒的多数を占めていることが知られる。このことから少なくともこの地方における18世紀中葉から19世紀中頃までの近世民家の上家梁間は階層との関係もうすぐ、ほぼ3.0間に統一されていたと推定される。もちろん、梁間が3.5間のものや、4.0間の例もみられるが、とくに後者は大庄屋として特別に許可されたと推察されるなど、これらはむしろ特殊な造例と判断したい。

近世サス構造住居の室内空間に対するおもな小屋梁の架構法は模式的に表現すると、図4-5のようになる。すなわちA型は室内空間の梁行全長に小屋梁がわたる架構法であり、B型は正面と背面からそれぞれ約半間室内に入ったところに小屋梁の両端が位置する架構法である。C型は正面の下家は室内空間に含めず、背面の下家だけを室内空間に含めている架構法である。D型は小屋梁の両端がB型よりさらに室内に入る架構法であり、E型は小屋梁の先端部が軒にまで達している架構法である。ただし、このような小屋梁の架構法の分析には縁を室内空間に含めないことが前提である。

復原平面図と断面図をもとに、この市域の採録造構17棟における小屋梁の架構法を図4-5のように分類すると、A型-1棟、B型-7棟、D型-9棟のようになり、C型とE型は観察されなかった。また、B型には若干変形された小屋梁の架構法もみられた。これを階層別に区分してみると、普通農民住居ではA型-1棟、B型-6棟、D型-1棟となり、上層農民住居では、B型-1棟、D型-8棟となる。この結果から普通農民住居では一般にB型の採用が多く、上層農民住居ではD型を主流としていたことが判明する。上記ですでに検討したように、普通農民住居と上層農民住居の上家梁間はほぼ3.0間と一定しているので、階層による主屋規模の差が著しいのは、室列の差のほかに小屋梁の架構法の相違も大きな要因になっていたことが知られる。すなわち、この場合B型とD型の梁行は下家の大小で決まるので、当然下家部が広いD型の方がB型より梁行は大きくなる。なお、18世紀中葉から18世紀末の上位グループに比較的B型が多いことや、単純な架構体である

A型が所属するのは興味深い。

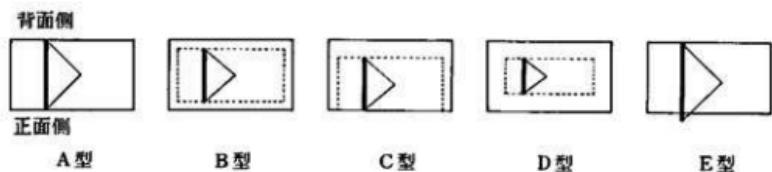


図 4-5 小屋梁の架構法

上家梁間はほぼ 3.0間に制限され、小屋梁の架構法はほとんどB型とD型で占められていることが判明したが、小屋梁は如何に支持されていたかも架構形式の解明にとって重要なである。一般に小屋梁の両端などの上家柱の処理を考慮しない小屋梁の支持方法の原形は、小屋梁を直接柱で支持する折置組と、小屋梁の下に敷桁を通してから柱で支持する京呂組の二種類に大きく分類されるが、ここでの採録造構はすべて折置組だけに分類される。しかも中桁などは採用されていないので、二重梁などへの進展もみられず、一重梁・折置組というもっとも単純な小屋梁の支持方法で推移していることが明らかとなる。断面図において、一見、敷桁がとおり、京呂組や中桁のように一部みえるものもあるが、これはほとんど柱の上にのっているのではなく、柱と柱をつないでいる横架材である。

このような手法や幕末期の造構にも折置組だけで京呂組が採用されていないのは、この地方の近世民家の大きな特徴といえよう。

(2)柱省略の手法

小屋梁の両端を支持している上家柱は間仕切部では原形のままの部分も目立つが、小屋梁の端部を東とつなぎ梁などで支持し、下家を上家に取り込む手法も多く観察される。この手法では小屋梁の端部に上家柱は存在しないが、代って一般にさらに内側に上家柱は位置する。このため単純にこれを上家柱の省略とはいはず、むしろ上家柱の移動と考えられる。しかし、その効果はほぼ上家柱の省略と同様であるので、ここでこの手法を無視することはできない。また、間仕切部では指鶴居が多く採用され、広い開口部の形成を可能にしているが、なかには「じよい」の内法材すべてをせいが約50cmもある指鶴居で囲んでいる例もある。

間仕切部以外では、折置組であるため敷桁による単純な上家柱の省略はみられないが、「にわ」「だいどころ」「じよい」などの広い室には各室ごとに内法材と小屋梁の間に桁行

方向へ數本枘差しの構造材が通っている遺例が多い。この構造材が上家桁の下にある場合、これに束をたてて小屋梁の端部の上家柱を省略している（図4-6）。間仕切部以外ではこの種の柱省略が主流を占めているが、ここで採用されている枘差しの構造材は京呂組にかわって軸組を堅牢にする上からみても有効であったと判断される。

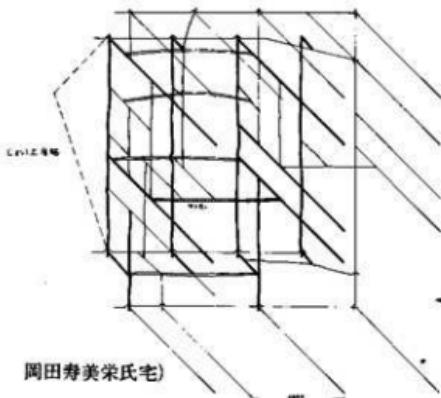


図4-6 柱省略手法 (No.3 岡田寿美栄氏宅)

(3) 小屋組

採録造構の小屋組はすべてサス組であるが、No.9、12、13、14の棟木の支持方法は、サスは完全に交叉させないまま小屋組上部の横架材に立つ東あるいは棟東によって支持されるという特殊な形式を示す（後掲断面図参照）。また、第一節で触れた「きりあげ」の屋根形態を有する方のサス尻はNo.6、11の断面図のように小屋梁で支持されず小屋梁の上部に設けられた横架材で別に支持している場合も多く観察され、中二階設置による一つの架構上の工夫といえる。ほとんどの採録造構には「にわ」「だいどころ」境および「だいどころ」「じよい」境などのサス組全体に「くもかべ」と呼称される土壁がみられ、がれの煙処理や防火などと無関係でないことは推察されるが、詳しいことは今後に待たなければならない。

4. 軸組

(1) 外周

図4-3より外まわりの柱の立ち方の推移をみると、一般に土間部では半間あるいは1間ごとに柱が立ち、年代が下っても減少は少ないが、居間・座敷部では土間部とは対照的に柱数の減少する率は高い。とくにこの傾向が強いのは上層農民住居であり、なかでも19世紀初から19世紀中頃の造構にこの差を明確に認めることができる。また、普通農民住居における

る開口部は背面にはほとんど認められず前面にだけ集中しているが、上層農民住居では前面と背面の一部あるいは前面と座敷側面のように、開口部の方向も多様であった。なお、多雪地帯であるにもかかわらず外壁は土・真壁が多く、このため雪囲いもかねて板や杉皮で覆われている例が多い。

(2)間仕切

この地の近世民家において特徴的な間仕切は、普通農民住居では19世紀初めから、上層農民住居では18世紀中葉から観察された土間を「にら」と「とろじ」に二分割している間仕切である。これは間取りの構成上だけでなく軸組上においても重要であるのは、土間部の広い空間の中央部に柱がたつと架構上の処理は容易になるからである。

各室まわりの柱は年代が下るとともに減少し、広い開口部を形成しているが、これを可能にしているのは、ここではおもに指鶴居である。ただし「まや」だけは例外であり、ここは幕末期に至るまでほぼ半間ごとに柱が立つ場合が多い。

次に立体的な間仕切として中二階の設置を考察する。まず、表4-1より上家桁高は約2.81~約6.15mの範囲に収まるが、その高さは次第に増加している傾向をみることができる。これはそのまま軸組高さの推移を示しているともいえる。内法高はほぼ1.75m前後になるので、軸組高さの変化はおもに内法材から小屋梁までの高さ関係にある。そこでこの高さを測定すると、最低が約0.45m、最高が約4.2mとなり、その変遷は上家桁高の場合とほぼ同様な傾向を示す。この高さが約1.5m以上ある場合において「おもて二階」や「うら二階」の中二階が当初から設置されている例が多い。さらに小屋梁の架構法ごとに分析してみると、A型—0.45m、B型—0.9~1.5m、D型—1.8~4.2mとなり、D型は内法材から小屋梁までの高さがもっとも高くなるので、中二階の設置には最適であったことが知られる。上層農民住居にD型が多く採用されたのは、このことも大きく左右していたと考えられる。

5. その他

(1)柱間寸法と内法高・棟高

表4-1によると柱間真々寸法は、1.82~1.96mの範囲に収まるが、とくに上層農民住居では座敷部で若干間延びしている例が多く、ほかの室より、3cm前後広い。一般的には、1.90~1.93mに集中している傾向を示す。

内法高はほぼ1.75m前後となり、年代による変化はこれらの採録造構の範囲内では認められなかった。また、棟高は普通農民住居においては、約5.57～約7.37mであるのに対して、上層農民住居では、約7.71～約9.30mとなり、ここにも階層の差がみられる。

(2)柱の仕上げ

近世民家における柱の仕上げは一般にチョーナ仕上げから年代が下るにつれて、次第に多くの室がカンナ仕上げへと移行するが、ここでもほぼその傾向を認めることができる。採録造構の範囲内ではすべての室の柱がカンナ仕上げになるのは、上層農民住居においても19世紀中葉の2棟だけで、普通農民住居ではほとんど幕末期に至るまで座敷部の柱だけがカンナ仕上げにとどまっていた。この柱の仕上げの判断は単純なものだけではなく、当初チョーナ仕上げのものがのちにカンナで仕上げられた例もみられる。なお、柱の材種は上層農民住居において一部スギ材・ヒノキ材も採用されていたが、大部分は地方産のヒバ材であった。

(3)造作

上層農民住居の上座敷には「とこ」・「しょいん」・「なげし」などの座敷飾りは早くから備えられたが、「しょいん」の開口部はほとんど半間で比較的簡素な造りのものが多く、また、違い棚などの棚の設置は少なく、かわりに仏壇の設置がみられる。このほか当初からの座敷部の天井は少なかったと判断されることなどから、上座敷の内部の造作は一般に質素である。これに対して、一部の造構ではあるが、「じよい」まわりの内法材はすべてせいが約50cmもあるケヤキの指鶴居で囲まれるなど、特別に上質な造作も観察された。

普通農民住居において、前面の開口形式は幕末期に至るまで上吊り、下戸戸上戸戸が多く、引違戸の採用はかなり遅れている。一方、上層農民住居においては「じよい」、座敷まわりには早くから縁が設置されたので雨戸の採用も早かったが、「だいどころ」前面の開口形式は、ほとんど戸戸だけで推移している。このように階層に関係なく近世末まで戸戸が残存しているのは、積雪時における閉鎖が引違戸や雨戸より便利であったためと推察される。

第5章 民家の編年と建築年代

1. 調査民家の編年

民家は社寺建築などと相違して、棟札や普請関係の記録など建設時期を証する史料はきわめて少ない。このため大多数の民家は別な方法によって建設年代を推定している。そのもっとも客観的な推定方法として、民家建築における形式変化の新旧が明らかなものを指標（編年指標という）として、民家の相対的な順序をまず決め、次に若干の建築年代に関する資料により絶対的な古さの程度を推定する編年がある。もちろん、このような編年を行うためには、対象となる民家の復原がまず明らかにされなければならない。また、一地域内において最低10数棟調査する必要があり、編年指標も平面・構造・建具などいろいろな分野から多くを集めた方が編年の誤差は少なくなる。

ここでの採録遺構もほとんど建築年代が不明なので上記のような編年を試みると、表4-1のようになる。このなかで「座敷の数」から「柱の仕上げ」の項目までが編年指標であり、「折置組・京呂組」の編年指標は一般に広い地域で採用され、折置組から京呂組への変化がみられるが、ここでは折置組だけとなるため、この編年指標は不適格であることが知られる。

2. 編年結果による年代推定

No.17は「平山日記」により明和6年（1769）の建築であることが判明している。また、同一地域とみなされ参考例として加えておいた板柳町の近世民家No.18も屋根葺替札（墨書きの小板）より嘉永7年（1854）以前の建築であることが明らかである。この2棟の遺構を中心にして他の遺構の建築年代を推定する。まず、上層農民住居において表4-1より、No.12はNo.17より上位に位置しているので、No.17よりは建築年代は古いといえるが、両者の編年指標の新旧差からみて、Ⅱ期（1750～1800）の初めごろと推定される。No.18はⅢ期（1800～1850）に属するとみて間違いないが、No.18より下位において連続する2遺構間の編年指標の新旧差がもっとも極端なのは、No.16とNo.9の間であることからNo.16までがⅢ期で、No.9、No.8はⅣ期（1850～）に属するとみられる。一方、普通農民住居ではNo.1、No.14の編年指標の新旧差からみて、No.1、4はⅡ期に属すると推定される。No.14より下位における年代推定はNo.6の比較的信頼性の高い口伝などから、No.3までがⅢ期でNo.6はⅣ期になると判断される。

以上のことをまとめると、表4-1の「階層と年代」の項目のようになり、採録遺構は18世

紀中葉から19世紀中頃までの遺構と推定され、Ⅲ期の遺構が比較的多いといえる。

第6章 調査民家各戸の解説

この市域の探査遺構17棟の復原・現況の概要是それぞれ表4-1、6-1に、各戸の造構図面および写真も巻末に集録しておいた。これらをもとに若干補足も加えながら各戸の解説をしておく。

No.1 浜館長左エ門氏宅

飯詰字福泉 280

飯詰は五所川原の市街地から北東へ約4kmほど離れ、津軽山地の山麓にひらけた南北に長い集落である。この飯詰には浜館という同姓の家が約30軒もあり、分家新宅が多い。この遺構もそのなかの1棟で現主人はちょうど6代目に当ることである。

道路側に主屋を、奥には「とまや」（外厩）、土蔵などを配置し分家新宅の割には敷地は比較的広い。主屋前面の下家および内部の間仕切などに改造がおよんでいるが、カヤ屋根はそのまま残存し、主要部構造もほとんど当初のままなので原形の姿はほぼ推定できる。復原された平面は3室列の広間型となり「だいどころ」（居間）の床は土座の可能性が大きく、「ざしき」奥の寝間は当初から2室に区分されていたとみられる。前面の建具形式は不明であったが、聞き取りによると上吊り、下摺り上げの戸であったという。なお、現状の出入口には「しらし」（出庇）や「げんかん」が設置され特異な外観を呈しているのは、この地方の特徴といえる。また、ここでみられる「いなべ」や「とろじ」の名称とその機能などについては別の機会に検討を加えたい。平面・構造などに多くの古形式が現われるため、18世紀中葉の遺構と推定される。

No.2 浜館マサ氏宅

飯詰字福泉 264

No.1のすぐ近くに位置するこの遺構も分家新宅である。主屋は道路から約30mほど奥に入ったところにあり、付属屋としては版倉1棟だけしかみられない。昭和28年、奥の座敷の増築と縁側を設置し、さらに昭和47年にはカヤ屋根をトタンで覆ったとのことである。このため外観からはほとんど当初の姿をうかがうことはできない。しかし、内部の主要柱はそのままのものが多く、その痕跡などから原形を推察すると、No.1と類似する点が多い。まず規模が32坪と一致すること、また広間型の平面形式になること、さらには前面の開口形式も戸であることなどである。もちろん相違点もあることができ、例えば居間の板床、土間の二

表 6-1 遺構資料の現状一覧

一
外面
△ 内面
ガラ

き:きぬまち
ぬねだ

区分、「いなべ」の板土間などであるが、これらはいずれもNo.1よりは進んだ形式と進定される。柱、梁はすべてヒバ材を使用しているが、雪囲いも兼ねて外壁は杉皮で覆っていたとのことである。

No.3 岡田寿美栄氏宅

飯詰字福泉 136

飯詰における岡田家の本家で、当初敷地は現在の倍近くを占め、土蔵なども数棟配置されていたと云えるが、分譲が進み、今ではその様子を知ることはできない。旧街道沿いに面しているこの造構は最近まで商店を営んでいたせいもあって、とくに内部の改造が著しい。復原すると現状とは一変し、通り土間を有する妻入りの平面形式となる。さらに表側には「こみせ」（雁木）という庇が設置されていたことも明らかとなつた。寝間は表側と裏側に設けられ、表側に中二階がのるなど妻入りのため先の平入り平面形式とは大きく相違するが、炉や「まや」の位置などに類似点を見い出すこともできる。外まわりの開口形式はほとんど蔀戸になるが、通り土間形式のため採先は居間上部の屋根を一段持ち上げてつくった「そらまど」からも行っており、これは同時に煙出しにもなるとのことであった。この様な屋根形態をここでは「きりあげ」と呼称している。主屋の南側5~6mのところにある井戸まで「ながし」はのがていたというが、現在ではまったくその形跡を認めることはできなかった。なお、編年上では、19世紀中頃ぐらいの造構であろう。

No.4 鳴海義雄氏宅

飯詰字福泉53

60年ほど前、空家を買収し約50m南側へ引いて現位置へ移建したものという。その際、前面に3尺の下家を付帯させたほかは今日まで主屋にはあまり手を加えていないとのことであった。これを裏付ける様に復原すると、梁間3間の上家だけの架構体となり、規模も小さくなる。座敷奥に寝間2室を有する点や「だいどころ」の床は土座と推定されるなどNo.1と類似する点が多い。しかし、「とろじ」の名称は伝わらず「ざしき」にみられた炉はここではその形跡も認められないなど相違点をも示す。前面の開口部を除くと、その他はすべて土壁や板壁で覆われ、居間と土間境も前方1間だけが開放となり、残りは土壁で間仕切られるなどかなり閉鎖的で単純な原形となる。なお、3尺あるいは1間ごとにほとんど柱は立っているが、「だいどころ」まわりだけが2間開口や2間半二つ割りの進んだ手法がみられる。編年上でみると、造構中の最古ぐらいになる。

飯詰橋の近くに位置するこの三橋家の広大な敷地は「飯詰村史」によると、御陣屋跡地と記されている。また、代々ここでは酒造業を営み、それにともなう土蔵の類も多かったというが、現在では2棟だけが残存しているにすぎない。しかし、門構えや昭和初めの増築といえ「離れ座敷」の存在などから今でも壮大な座敷構えを示している。主屋の方は「だいどころ」部が大正12年積雪によって崩壊し、新築されたほか「みせ」の方も改造が進んでいる。当初の柱が比較的よく残存している居間や座敷部から原形と推察すると、間口約6.5間でやはり通り土間を有する大規模な妻入り平面形式になる。表側の開口形式は蔀戸でその外側には「こみせ」（雁木）がみられるが、No. 3の原形とは大きく相違し、「みせ」は3室に区分され「ちょうどば」の室も確保されているなど本格的な店構えを示す。また、中二階は「みせ」上のほか「なんど」上にも設置され、とくに前者の中二階の規模は大きくその表側の格子はよく残存していた。材料や造作など一般に上質であるが、座敷部の柱に一部チヨーナ仕上げのものもみられるなど疑問事項も残る遺構といえよう。なお、この遺構は編年によると、19世紀前半ぐらいの比較新らしい時期のものであろう。

下岩崎は飯詰の集落が発展して北にのびた集落と伝える。その北部に位置するこの遺構は分家新宅で、1代前の3代目に建築されたという比較的信頼性の高い口伝を有する。敷地は広いが、当初からとみられる付属屋は板倉1棟だけである。現状ではカヤ屋根や外壁を昭和41年トタンで覆うなど外まわりの改造が著しく、また土間内外の増改築も目立つ。古材を使用して建築したともいわれ柱、梁、桁などの痕跡は複雑であったが、柱の風蝕の差から座敷列は中古の増築と推定され、原形の規模は桁行8.5間、梁行4.5間と小さくなる。「ねま」は「じよい」奥のほか「だいどころ」奥の隅にもみられ、しかも中二階は「ねま」上など3ヶ所に当初から設置されており、寝間の著しい増加が認められる。また、軒が高く、出桁が観察され、前面には欄間がはめこまれている。これらからこの遺構は上記の口伝の通り幕末期の普通農民住居と判断され、編年上においても一致する。なお、「じよい」前面には蔀戸がほぼ原形のまま残存していることから、この地方では外まわりの建具としての引違戸の採用は遅れたものであろう。

No.7 岡田 繁氏宅

下岩崎字葛ノ森6

この岡田家では敷地の中央部に中規模の主屋が残存しているだけで、当初からの付属家は1棟もみられなかった。現状の主屋は前面に「しゃし」、背面に「ながし」がそれぞれ突き出し、両側面には下家をおろして寝間や便所を設けている。また、正面入口脇に「ふろば」を設置する習慣はおもしろい。このように改造はおもに外まわりだけで、内部の間仕切などは比較的原形をとどめている。復原平面はNo.6と類似し、「だいどころ」奥に寝間と「ながし」が設けられ、その上には中二階が設置されている。さらに「とろじ」、「にわ」、「まや」、「いなべ」の接続方法もまったく同様である。しかし、「じよい」奥の室が「ざしき」となると、この部分の平面形式は大きな相違を示すことになる。「とろじ」の中二階は中古の設置とみられることから、外観を大きく特徴づけている「きりあげ」の屋根形態も当初からのものとはいえない。なお、この地方では「まや」の中二階を一般に「まぎ」と呼称している。屋敷構え、主屋の規模、建築の質などからみて、この造構も普通農民住居と判断されよう。編年上では建設年代は19世紀中頃に属する。

No.8 笠井 栄氏宅

桜田字鴻ノ巣33

桜田は五所川原の市街地から北へ約3kmほど離れた田園地帯のなかにある集落である。その北西部に屋敷を構えるこの造構は、桁行13.0間、梁行6.3間と採録造構のなかではもっとも規模が大きい。しかも軒は高く、出桁もみられることから幕末期の上層農民住居と考えられる。主屋が大規模である割合には敷地は比較的狭く、当初からの付属屋としても主屋背面の土蔵1棟だけである。屋根や外壁は新建材で覆われ、外まわりの建具もすべてアルミサッシュと交換されているなど外部仕上げはまったく現代的となり、この種の特異な外観を呈している。しかし、内部は外観とは対照的に改造も少なく原形をよく保っている。ここでは今までの平面形式にはみられなかった食い違い間取りが目立ち、また「おくざしき」は北側を向いている。この座敷には「とこ」、「しよいん」、「たな」、「なげし」などの座敷飾りが揃い、さらに前面と背面の両面には縁が設けられている。中二階は「まぎ」と「じよい」奥の上のほかに「とろじ」の中二階も当初から設置されていた。採録造構のなかで、これほど多くの進んだ形式が観察されるものは他にない。このため編年順位も最下位(最新の意)となっている。

No.9 笠井信則氏宅

桜田字鴻ノ巣47

この造構は先のNo.8をそのまま若干縮少したとみられるほど現状・復原ともその形態はよく類似している。例えば、食い違い間取り、北向きの主座敷、縁や中二階の設置位置などはほとんど同様とみなされよう。規模の差を除くと形式上の大きな相違点として「にら」の板土間と背面の縁だけしか上げることはできない。もちろん、座敷部の造作などは多少こちらの方が劣るが、「じゅい」まわりの内法材はケヤキ材で、しかもせいが42cmもある指鶴居で囲まわるなどかなり上質な部分もある。規模が比較的小さく土蔵などの付属屋もみられないが、普通農民層の住居としては質がよいので、一応上層農民住居と考えておいた。建築時期はNo.8のように進んだ形式が多く観察されることから、これも幕末期に属するものであろう。なお、「にら」背面には格子付の蔀戸がほぼ原形のまま残存し、「じゅい」前面には蔀戸の痕跡が認められた。

No.10 小野よね氏宅

鶴ヶ岡字鎌田 290

鶴ヶ岡は五所川原の市街地の北西、岩木川沿いにひらけた集落である。ここで庄屋を勤めたこともあるこの小野家は敷地も広く、当初8頭も収容できる「とまや」(外厩)および板倉など数棟が配置され屋敷構えは壮大であったというが、現在でも主屋前方の板倉1棟だけが残存して当時を物語る。一方、主屋の方はヒノキの柱を使用し細工も全般に上質で、しかも内外とも保存状態はきわめて良好である。江戸末期藩役人用に座敷の背面に縁を設け、その隅を雪隠にする改造を行なったため現在のような北向きの座敷形態になったという口伝を有する。これを裏付けるように改造によってできた痕跡は埋木などでていねいに処理されている。原形では「じよい」と「ぎしき」前面に1間の広縁が設置されていることからも普通農民住居の平面形式とは大きく相違し、出入口も「おおど」、「なかのくち」、「げんかん」の3ヶ所があり、その使用区分は厳しかったとみえる。主屋内の「まや」もほとんど原形のまま残存し、「四匹駒」の内うまや形式を示す。当初からとみられる建具も比較的よく保存され、この地方の上層農民住居を検討する上で貴重な遺構といえよう。なお、建設年代を編年結果でみると19世紀前半に位置している。

No.11 川浪嘉美氏宅

鶴ヶ岡字鎌田 287-4

庄屋などの口伝はなかったが、屋敷構え、主屋の規模、出入口の数などNo.10と類似点多いので上層農民住居と考えられる。また、このことは「じよい」の内法材はせいが約52cmも

あるケヤキの指鶴居で囲まれるなど、かなり上質の部分が見られることからもうかがわれる。外まわりでは「げんかん」や建具形式の改造が目につき、屋内ではとくに「ながし」部分の改造が著しい。一般に「とろじ」、「にら」、「まや」の土間部に後日手を加え間仕切も複雑にしている場合が多いが、ここでは土間をコンクリートに改めただけで大きな変化は認められないなど原形をとどめている部分が多い。復原された平面では座敷は3室となり、中央部の室は両側の座敷の前室としての役割をもっていたと推定される。また、座敷の前面と側面には縁がまわるが、前面の縁の方が側面より約1尺広く、4尺の広縁を形成している。「なかのど」から入る「とおり」は「ながし」奥まで七間となり、しかも「とろじ」「にら」とは完全に間仕切られていることも判明した。「じよい」奥にある中二階は中古の設置と伝えられるが、「とろじ」上の中二階は当初からのものとみられ、これによる「きりあげ」の垣根形態は外観に大きな特徴を与えていた。縁には雨戸が採用されていることから、No.10よりは新しい形式を示す。

No.12 開米一己氏宅

鶴ヶ岡字鎌田 252-1

No.10の小野家と交替で庄屋をつとめた上層農民住居の遺構であるが、改造が広い範囲におよんでいる。とくに外まわりはすべて新材で覆われ、No.8、9のような外観を毫してはいるほか、内部も土間部と座敷部の改造が目立っている。残存している当初柱をもとに原形を推察すると、土間が比較的広く、座敷列をもたない広間型の平面形式を示す。このため「じよい」奥の2室は広い方が「ざしき」、狭い方が寝間になると推察される。主屋内の「まや」面積は採録遺構のなかでもかなり広い方で5頭収容可能であり、その背面の「いなべ」も比較的広い面積を確保している。また「とおり」、「にわ」、「とろじ」の接続関係の原形も知ることができ。復原すると「とろじ」、「とおり」、「じよい」前面の3ヶ所の出入口はさらに明確となり、このような出入口の設置方法は上層農民住居の特徴といえよう。座敷列を有しない平面形式とともに、全般に開口形式は蔀戸が多いことや、縁の設置もまだ十分でないことなどから、この遺構は上層農民住居のなかでも早い時期に位置するものと推定される。

No.13 鈴木太左エ門氏宅

梅田字薄井37

梅田は五所川原の市街地から南へ約5kmほど離れた南北に長い集落で、この遺構はここで庄屋を勤めたこともある上層農民住居である。敷地は広く、土蔵、「とまや」(外厩)など

の付属家も改造はされているが現存し、庭園もよく手入れされ、壮大な屋敷構えを現在でもよく示している。主屋の方も改造が少なく内外とも原形の姿をとどめていて、わずかに道路側に面している座敷部の改造が見える程度。これは幕末まで酒屋を営んでいたためという口伝を有することから「みせ」の設置と関係があったとみえる。原形の座敷は3室となり、主座敷はNo.8、9と同様に北側を向き、「とこ」の後には「せっちゃん」も残存している。この形式はちょうど先のNo.10小野家の現状平面と類似している。座敷飾りの造作や「じよい」の内法材が指鶴居で囲まれるなど上質な造りも多く観察される。また、「だいどころ」奥の水屋を「めじやこ」と呼称していることや「とろじ」前面に「ふろば」が設置されるなど興味ある点も多い。「とろじ」上と「じよい」奥の上の中二階は当初からのものといわれるが、これによつて外観の屋根が大きく特徴づけられる「きりあげ」の屋根形態はここでは前面には採用されず背面だけに採用されている。

No.14 神 義隆氏宅

中泉字松枝10

中泉は梅田から東へ2kmほど離れた集落で、そのほぼ中央部に位置するこの遺構は典型的な普通農民住居と考えられる。現状の主屋は前面に「しゃし」、背面に「こぼ」が突き出し、両側面にはそれぞれ下家が付加されているのはちょうど先のNo.7と類似している。このように増築が主であるため古柱はよく残存し、痕跡による復原は容易になる。原形の規模は桁行8.5間、梁行4.0間となり、「だいどころ」床は現状でも低い板床なので当初は土座の可能性が強い。また、柱は全部チヨーナ仕上げであることもみのがせない。一方、「じよい」奥の「ねどこ」の他に「だいどころ」奥にも「ねどこ」が設置され、完全な広間型でない平面形式を示す。このようにこの遺構には古い要素と新しい要素が混在しているが、編年上では19世紀前半ぐらいである。背面の「こぼ」は50年ほど前の増築であるが、「ねま」上に中二階を設置しない場合の処理とも考えられ興味深い。「にわ」「だいどころ」境および「だいどころ」「じよい」境の小屋裏壁は「くもかべ」と称し、ほとんどの探録遺構に観察され、防火・煙処理などに関連があると推定される。また、この地方では柱、梁にヒバ材を多く採用しているが、一般に袖角のままで、丈・巾は異なる場合が多い。なお、この遺構は昭和53年解体予定であるという。

No.15 太田哲夫氏宅

水野尾字清川41

水野尾は飯詰と梅田のほぼ中央部にひらけた集落で、この遺構は50年ほど前、南側の屋敷

地から引家したものであるという。この時、座敷2室とそのまわりを増改築したことである。近年では土間内外と「だいどころ」まわりの改造がとくに著しい。原形の規模は桁行8.5間、梁行4.0間となり、先のNo.14と同規模である。しかし、「じよい」奥の「ねま」は2室であることや「だいどころ」奥の上には中二階が設置されるなど内部形式は大きく相違する。このような相違点はほとんどNo.14より進んだ形式と判断される。現在の主人は分家して4~5代と伝えることから、これも普通農民住居とみられる。今まで見てきたこの種住居と室名を比較してみると、飯詰で「ざしき」と呼称している室は、その他の集落では「じよい」と称しており、ここでも例外ではない。

また、この地方では「だいどころ」と「じよい」あるいは「ざしき」に全般に大きな炉を備え、前者の炉は煮焚の用に供し、一般に「しばど」と呼ばれていることは共通である。

なお、「とろじ」上の中二階は40年前の後補で、当然前面の「きりあげ」の屋根形態は原形ではなくなる。

No.16 寺田昭治氏宅

石岡字藤巻89

石岡は五所川原市街地のすぐ東に位置する集落にあり、この造構は桁行12.5間、梁行5.5間でNo.8について大規模な上層農民住居である。土蔵、「とまや」(外廻)などの付属屋も現存し、広大な屢敷構えを示す。主屋は前面の縁側と建具に改造が進んでいるだけで、破損も少なくよく原形の姿をとどめている。復原された平面によると、今までの上層農民住居の平面形式とは若干相違し、「とろじ」が「だいどころ」部まで拡大している。また、「にわ」は板土間となり「まや」は主屋内にはみられず、出入口も「かってぐち」と「げんかん」の2ヶ所だけとなっている。「まぎ」、「おもて二階」、「うら二階」の各中二階は大規模になり、それを支持する大引・根太の配列も合理的に処理されるようになった。「おもて二階」による「きりあげ」の屋根形態はここでも観察され、外観に大きな特徴を与えている。蔀戸がなくなりこれにかわって雨戸が採用されるなど新しい形式が多いが、まだ天井は座敷においても張れていない。以上のような形式のほか高い軒、「せがい」、柱の仕上げなども含めて検討すると、この造構は150~160年前の焼失再建の口伝を有するが、幕末期に近い上層農民住居の好例と考えられる。

No.17 旧平山家住宅

湊字千鳥 144-1

この平山家の家系とうについては、その6代目当時天保年間の記載に成る「平山日記」その他に詳しいが、要約すると、幕末までは、五所川原堰奉行や馬・うるしななどの取調べ役、

さらにはこの地方の大庄屋（代官手代）などをも兼ねて、農民のうちでも層上層に属していたものと解される。

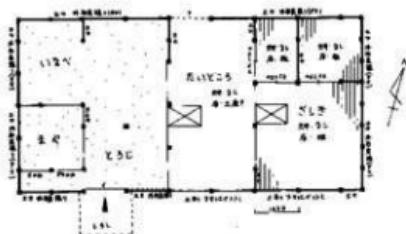
現状は主屋以下門・土蔵など6棟が配されているこの住居が、建設当初どのような棟数であったかは、改築も多かったようで、あまり明瞭ではない（「配置図」参照）。現在の主屋は「現状平面」に示すように桁行 32.36m（18.5間）、梁行 12.82m（6.5間）の前後に若干の凹凸をもち、北面と西面には明治以降の増築部への通路を備える。その建設当初の形は、なお詳しい調査によらなければ判明しない点が多いが、概要は復原図のようになると判定される。すなわち、およそ桁行10間、梁行6間の四つ間取型の直家の「ざしき」の前面に玄関土間をつけ、「だいどころ」土間のせまい住居であったということになろう。その後幾ばくもなく、酒造許可により、その作業空間として、東方に桁行 8.5間の広い土間を接続され、両者一体の主屋とされた。

この住居の主屋の建設年代については、前出のように「平山日記」に「明和六巳丑年（1769）住家建直シ、作事二月九日新立大工木挽十三人、四月十六日棟上ゲ、六間二十間外ニ玄関曲屋付廻り縁側、尤モ古家モ右之通り…………」などの記載があり、地震などで痛んだ住居を新材料を多く加えて造りなおしたと記録している。観察される原形の規模ともほぼ一致し、18世紀後半のこの層農民で推定される住居規模や平面形式などとも大きな相違はないから、これをもってこの現存住居の建築年としてよいと考えられる。

津軽地方極上層の農民が営なんだ18世紀後半の主屋の規模と形式をよく伝え、かつ年代を確定できることなど、五所川原のみならず、津軽地方の民家成立と変遷史上重要な史料である。昭和53年1月21日重要文化財に指定され、現在五所川原市が管理しているが、近く大修理工事がおこなわれる予定である。



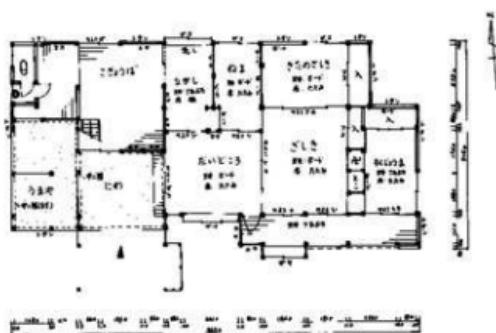
現状平面



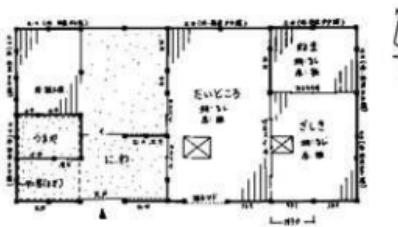
復原平面



No.1 浜館長左門氏宅



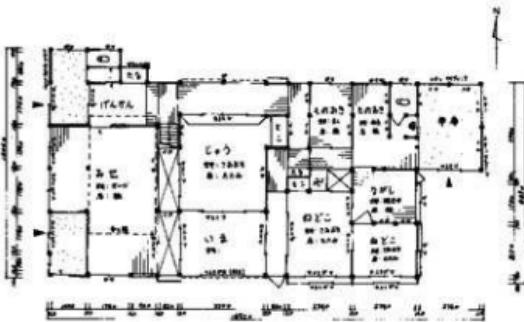
現状平面



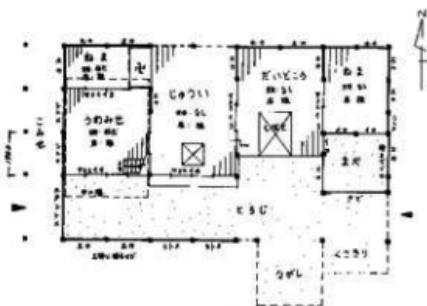
復原平面



No.2 浜館マサ氏宅



現状平面



復原平面



No.3 岡田寿美栄氏宅



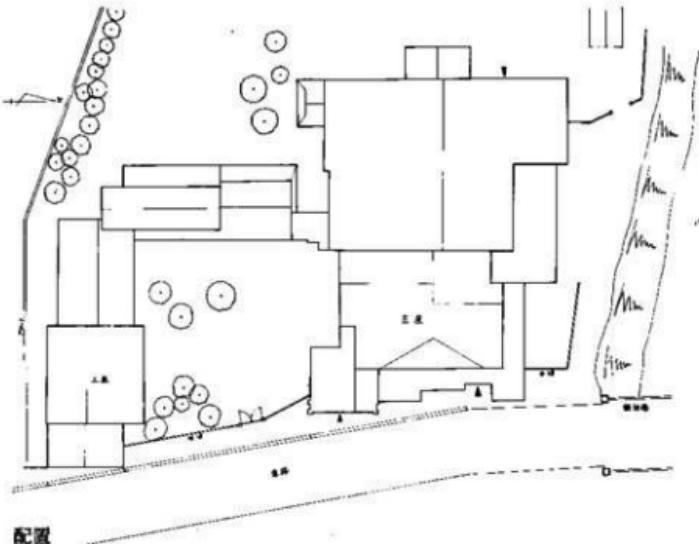
現状平面



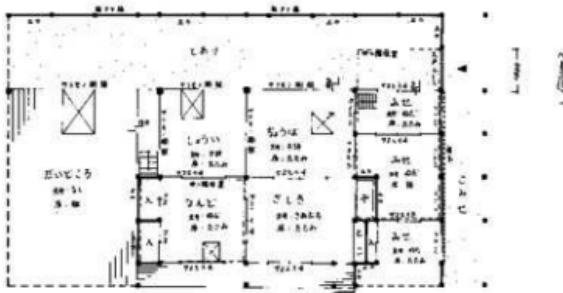
復原平面



No.4 鳴海義雄氏宅



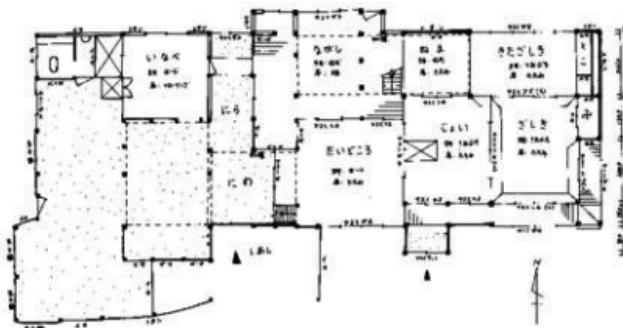
配置



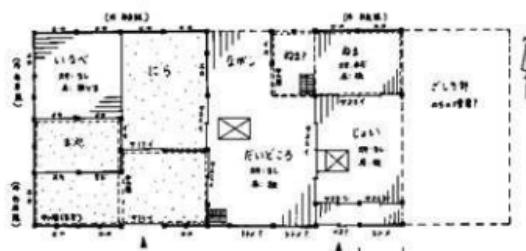
復原平面



No.5 三橋慎一郎氏宅



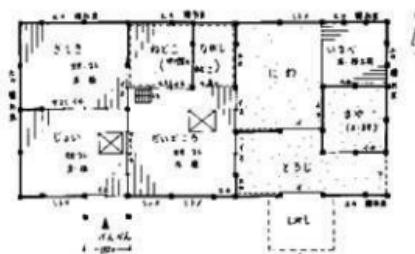
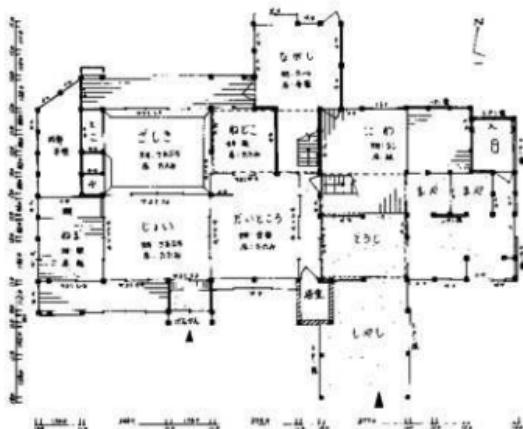
現状平面



復原平面



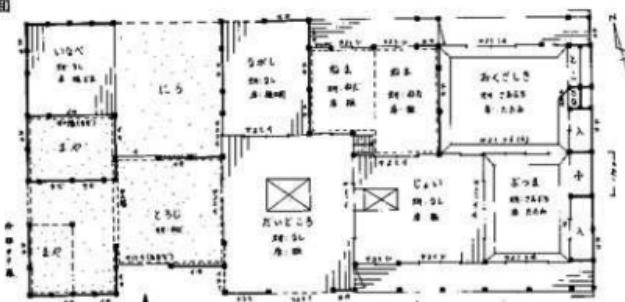
No.6 其田美代司氏宅



No.7 岡田繁氏宅



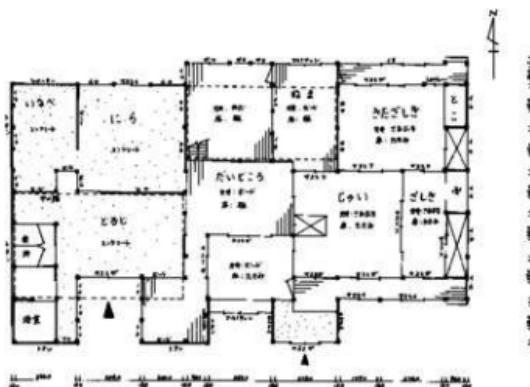
現状平面



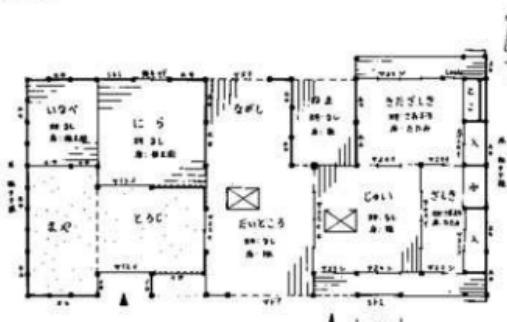
復原平面



No.8 笠井 栄氏宅



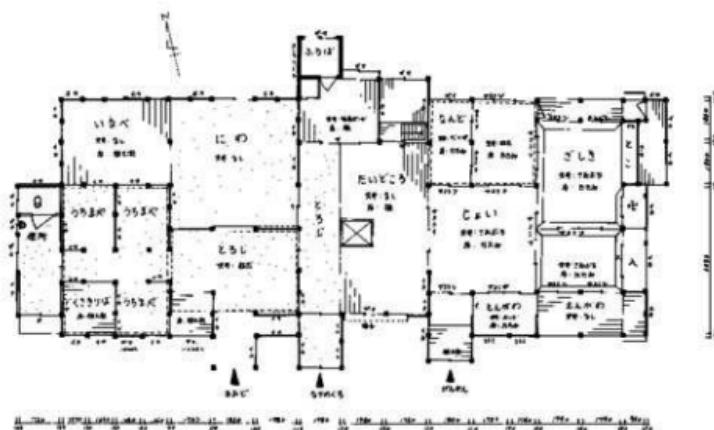
現状平面



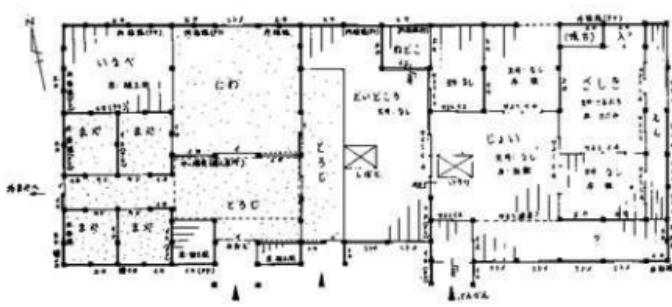
復原平面



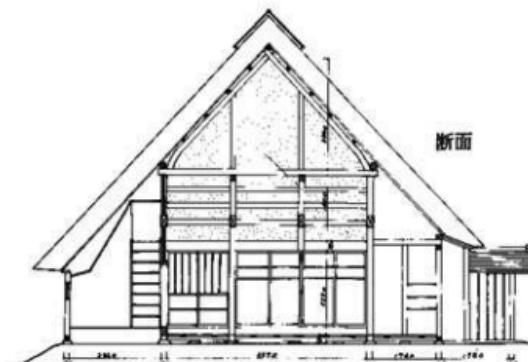
No.9 笠井信則氏宅



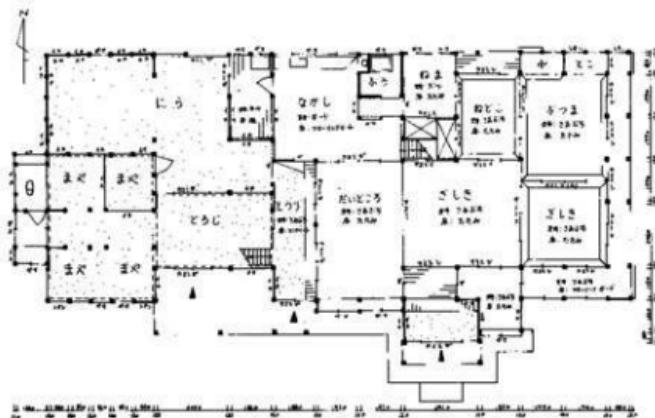
現状平面



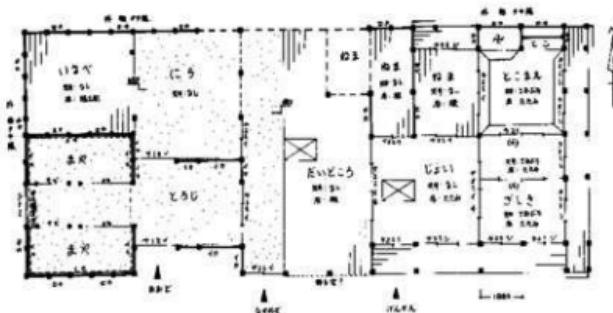
復原平面



No.10 小野よね氏宅



現狀平面



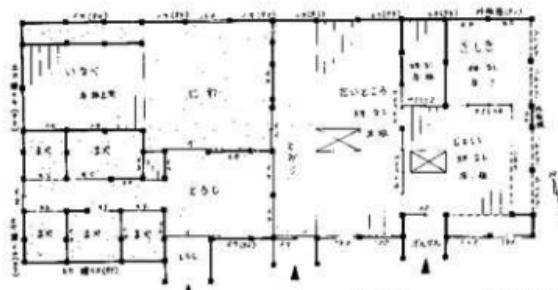
復原平面



No.11 川浪嘉美氏宅



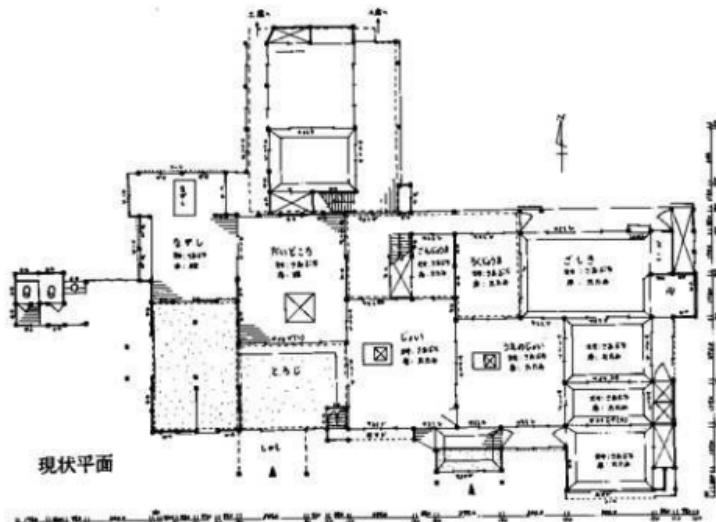
現状平面



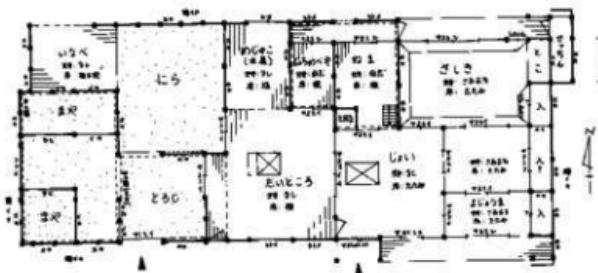
復原平面



No.12 開米一己氏宅



现状平面



復原平面

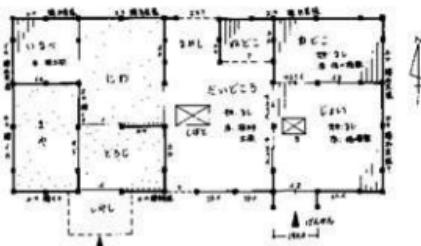


新页

No.13 鈴木太左エ門氏宅



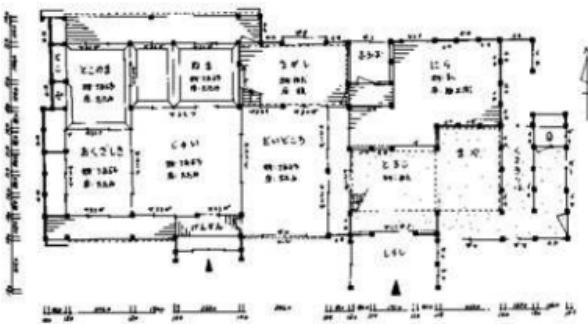
現状平面



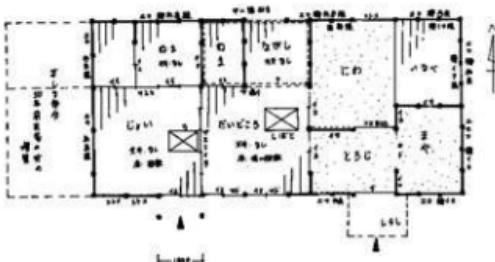
復原平面



No.14 神義隆氏宅



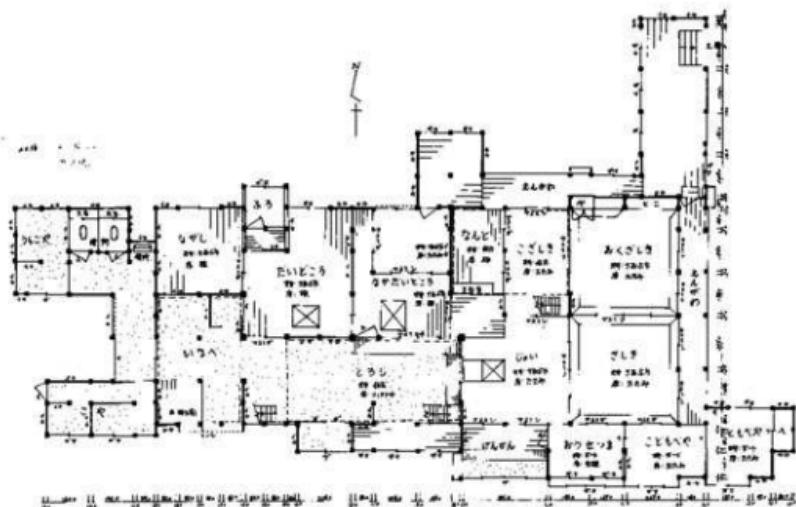
現状平面



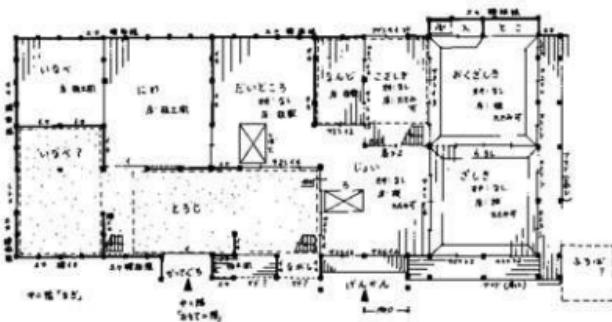
復原平面



No15 太田哲夫氏宅

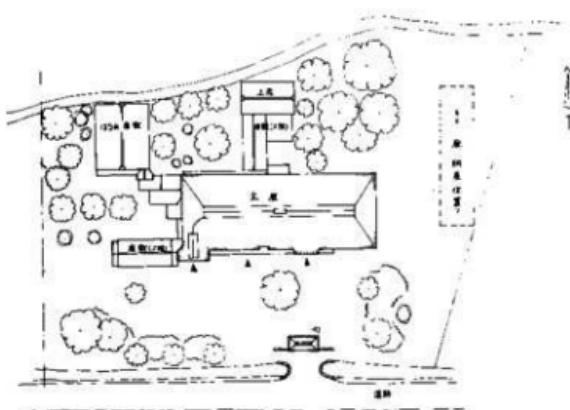


現狀平面

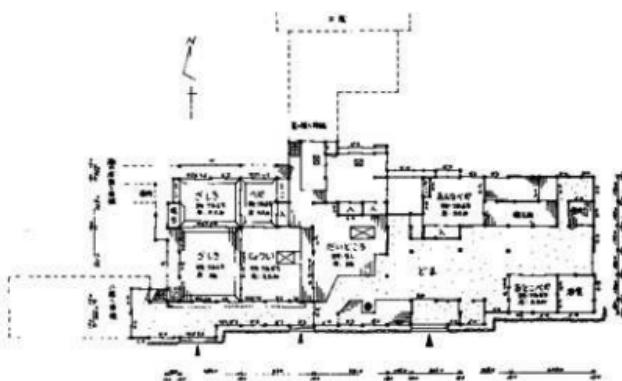


復原平面

No.16 寺田昭治氏宅

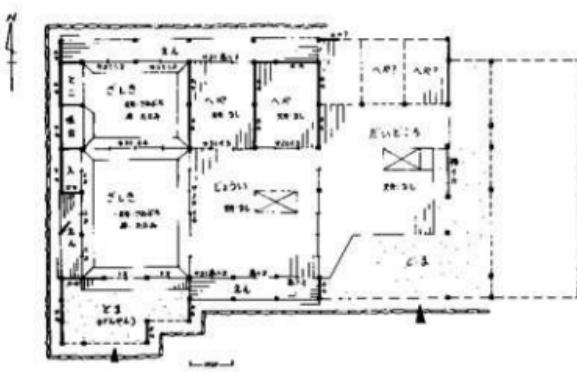


配置

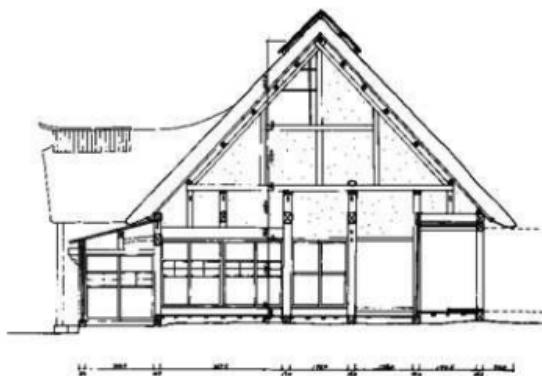


現状平面

No.17 旧平山家住宅



復原平面



断面

No.17 旧平山家住宅



外観

No. 1 浜館長左門氏宅

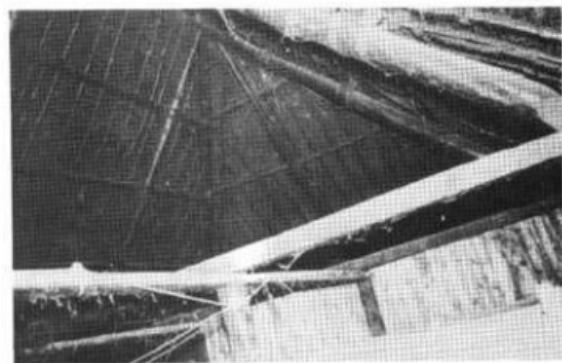


外観

No. 2 浜館マサ氏宅



「とろじ」裏の板ノ間

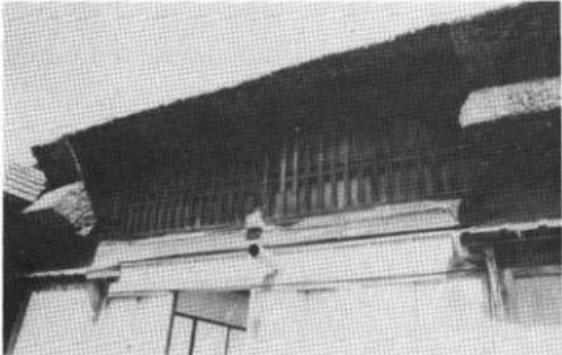


小屋裏



外観

No. 3 岡田美代司氏宅



「そらまど」



外観

No. 4 鳴海義雄氏宅

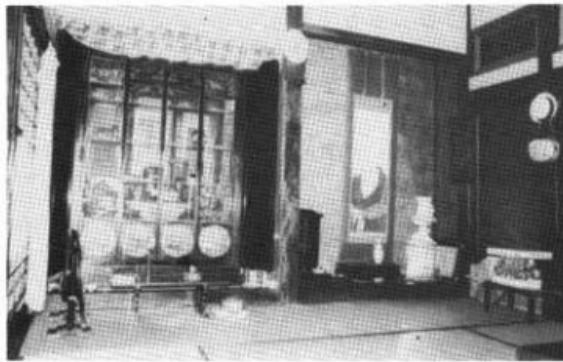


「まや」

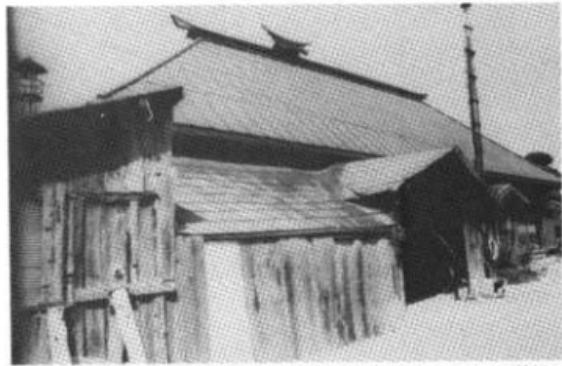


外観

No. 5 三橋慎一郎氏宅

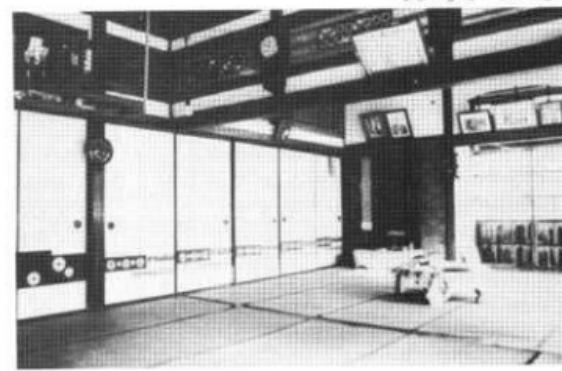


「ぎしき」



外観

No. 6 其田美代司氏宅

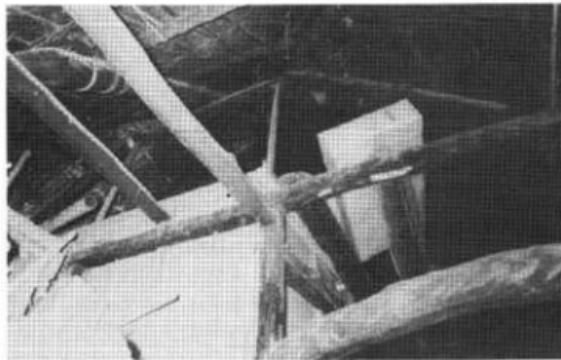


「じょい」と「ぎしき」



外観

No. 7 岡田 繁氏宅



小屋裏

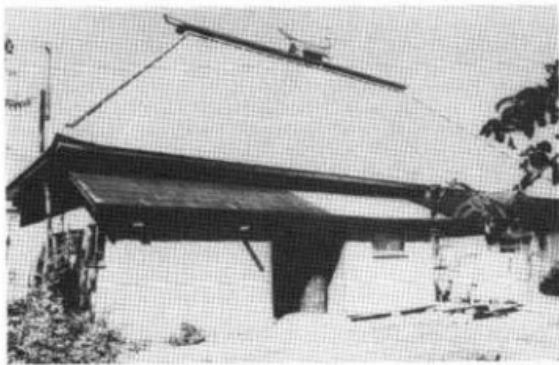


外観

No. 8 笠井 栄氏宅



「おくぎしき」



外観

No.9 笠井信則氏宅

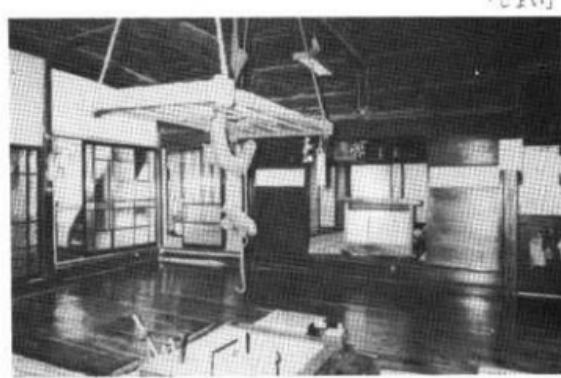


「じゅい」



外観

No.10 小野よね氏宅

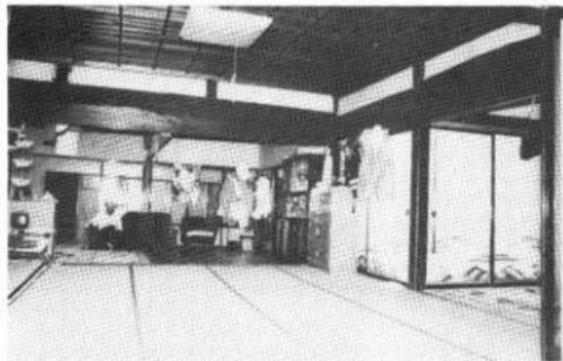


「じょい」



外観

No.11 川浪嘉美氏宅



「じよい」



外観

No.12 開米一己氏宅



「とろじ」と「まや」



外観

No.13 鉢木太左エ門氏宅



「じよい」



外観

No.14 神 義隆氏宅



「とろじ」



外観

No.15 太田哲夫氏宅

「にわ」・「いなべ」の架構



外観

No.16 寺田昭治氏宅

「とろじ」



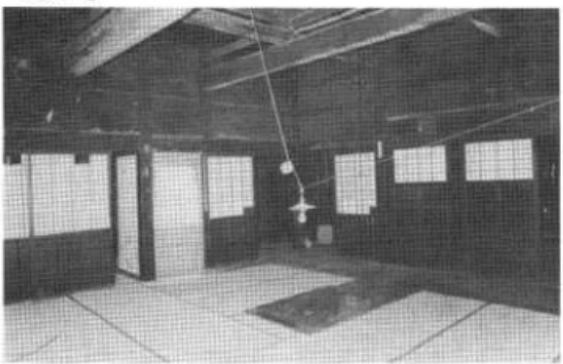


門



外観

No.17 旧平山家住宅



「じょうい」



「ざしき」

印 刷 昭 和 53 年 9 月 30 日

刊 行 昭 和 53 年 10 月 1 日

編 著 東北工業大學建築学科
建築史研究室

刊 行 五所川原市教育委員会

印 刷 (有) 西 北 印 刷

